

# 參考資料



港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例

平成十一年十二月十六日  
条例第三十三号

## 目次

### 第一章 総則

- 第一節 通則（第一条・第二条）
- 第二節 区長の責務等（第三条—第八条）
- 第三節 事業者の責務（第九条）
- 第四節 区民の責務（第十条）

### 第二章 再利用等による廃棄物の減量

- 第一節 区長の減量義務等（第十一条—第十四条）
- 第二節 事業者の減量義務（第十五条—第二十二条）
- 第三節 区民の減量義務（第二十三条・第二十四条）

### 第三章 廃棄物の適正処理

- 第一節 通則（第二十五条—第二十八条）
- 第二節 区長等以外の者の再利用の対象となる廃棄物の収集又は運搬の禁止等（第二十八条の二）
- 第三節 適正処理困難物の抑制（第二十九条—第三十一条）
- 第四節 一般廃棄物の処理（第三十二条—第四十六条）
- 第五節 産業廃棄物の処理（第四十七条—第四十九条）
- 第六節 大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置（第五十条）
- 第七節 廃棄物処理手数料（第五十一条—第五十八条）

### 第四章 一般廃棄物処理業（第五十九条—第六十五条）

- 第五章 生活環境影響調査結果の縦覧等（第六十五条の二—第六十五条の七）
- 第六章 雑則（第六十六条—第七十一条）
- 第七章 罰則（第七十二条—第七十五条）
- 付則

## 第一章 総則

### 第一節 通則

（目的）

第一条 この条例は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進するとともに、廃棄物を適正に処理し、あわせて生活環境を清潔にすることによって、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに資源が循環して利用されるまちづくりを推進し、もって区民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。）の例による。

2 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 家庭廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。
- 二 事業系廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物をいう。
- 三 事業系一般廃棄物 事業系廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
- 四 再利用 活用しなければ不要となる物又は廃棄物を再び使用すること又は資源として利用することをいう。
- 五 資源・ごみ集積所 区長が家庭廃棄物等（第三十三条第二項の規定により区長が処理する事業系一般廃棄物及び第四十九条において準用する第三十三条第二項の規定により区長が処理する一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物を含む。以下同じ。）の収集を行うために、家庭廃棄物等を排出すべき場所として、区規則で定めるところにより設置された場所をいう。

### 第二節 区長の責務等

（基本的責務）

第三条 区長は、生活環境を保全し、及び公衆衛生を向上させるため、廃棄物の減量及び適正な処理を図らなければならない。

2 区長は、廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、作業方法の改善を図る等その能率的な運営をしなければならない。

3 区長は、再利用等による廃棄物の減量及び適正な処理に関する区民の自主的な活動を支

# び再利用に関する条例

援するよう努めなければならない。

4 区長は、廃棄物の減量及び適正な処理に関する区民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。

(指導又は助言)

第四条 区長は、廃棄物の減量及び適正な処理を確保するため、必要と認めるときは、区民及び事業者に対し、指導又は助言を行うことができる。

(公開)

第五条 区長は、廃棄物の減量及び適正な処理に関する施策を常に区民に明らかにしなければならない。

(区民参加)

第六条 区長は、一般廃棄物の減量及び適正な処理について、区民の意見を施策に反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

(環境審議会への諮問)

第七条 区長は、一般廃棄物の処理に関する基本方針その他の重要事項の決定に当たっては、港区環境審議会に諮らなければならない。

(他の地方公共団体との協力等)

第八条 区長は、廃棄物の減量及び適正な処理に関する事業の実施に当たって、必要と認めるときは、他の地方公共団体と協力し、又は調整を図るものとする。

## 第三節 事業者の責務

(事業者の責務)

第九条 事業者は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進する等により、廃棄物の減量を図らなければならない。

2 事業者は、その事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

3 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物になった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

4 事業者は、廃棄物の減量及び適正な処理の確保に関し区の施策に協力しなければならない。

## 第四節 区民の責務

(区民の責務)

第十条 区民は、廃棄物の発生を抑制し、再生品の使用又は不用品の活用等により再利用を図り、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量に努めるものとする。

2 区民は、廃棄物の減量及び適正な処理に関し区の施策に協力するものとする。

## 第二章 再利用等による廃棄物の減量

### 第一節 区長の減量義務等

(再利用等による減量)

第十一条 区長は、区長が行う家庭廃棄物等の収集において、資源物(家庭廃棄物等のうち、再利用を目的として分別して収集する物をいう。以下同じ。)の収集、回収等を行うとともに、物品の調達に当たっては、再生品を使用する等により、自ら再利用等による廃棄物の減量に努めなければならない。

(再利用に関する計画)

第十二条 区長は、再利用等による廃棄物の減量を促進するため、再利用に関する計画を定めるものとする。

(施設の利用)

第十三条 区長は、再利用等に関する区民の自主的な活動を支援するため、再利用の対象となる物の保管等に利用する場所として、業務に支障が生じない範囲内において、区長の管理する施設等を区民の利用に供することができる。

(資源回収業者への協力要請及び支援)

第十四条 区長は、再利用を促進するため、資源回収等を業とする事業者に必要な協力を求めるとともに、当該事業者を支援するよう努めるものとする。

### 第二節 事業者の減量義務

(事業系廃棄物の減量)

第十五条 事業者は、再利用の可能な物の分別の徹底を図る等再利用を促進するために必要な措置を講ずる等により、その事業系廃棄物を減量しなければならない。

(廃棄物の発生抑制等)

第十六条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、長期間使用可能な製品の開発、製

品の修理体制の確保等廃棄物の発生の抑制に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二条第四項に規定する再生資源をいう。）、再生部品（同条第五項に規定する再生部品をいう。）及び再生品を利用するよう努めなければならない。

（再利用の容易性の自己評価等）

第十七条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等の再利用の容易性についてあらかじめ自ら評価し、再利用の容易な製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等の再利用の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等の再利用を促進しなければならない。

（適正包装等）

第十八条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、自ら包装、容器等に係る基準を設定する等により、その包装、容器等の適正化を図り、廃棄物の発生の抑制に努めなければならない。

- 2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再び使用することが可能な包装、容器等の普及に努め、使用後の包装、容器等の回収策を講ずる等により、その包装、容器等の再利用の促進を図らなければならない。
- 3 事業者は、区民が商品の購入等に際して、当該商品について適正な包装、容器等を選択できるよう努めるとともに、区民が包装、容器等を不要とし、又はその返却をする場合には、その回収等に努めなければならない。

（事業用大規模建築物の所有者等の義務）

第十九条 事業用の大規模建築物で区規則で定めるもの（以下「事業用大規模建築物」という。）の所有者は、再利用を促進する等により、当該事業用大規模建築物から排出される事業系一般廃棄物を減量しなければならない。

- 2 事業用大規模建築物の所有者は、当該事業用大規模建築物から排出される事業系一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する業務を担当させるため、区規則で定めるところにより、廃棄物管理責任者を選任し、その旨を区長に届け出なければならない。
- 3 事業用大規模建築物の所有者は、区規則で定めるところにより、再利用に関する計画を作成し、当該計画書を区長に提出しなければ

ならない。

- 4 事業用大規模建築物の所有者は、当該事業用大規模建築物又は敷地内に区規則で定める基準に従い、再利用の対象となる物の保管場所を設置するよう努めなければならない。
- 5 事業用大規模建築物の占有者は、当該事業用大規模建築物から生ずる事業系一般廃棄物の減量に関し事業用大規模建築物の所有者に協力しなければならない。
- 6 事業用大規模建築物を建設しようとする者（以下「事業用大規模建築物の建設者」という。）は、当該事業用大規模建築物又は敷地内に区規則で定める基準に従い、再利用の対象となる物の保管場所を設置しなければならない。この場合において、事業用大規模建築物の建設者は、当該保管場所について、区規則で定めるところにより、あらかじめ区長に届け出なければならない。

（改善勧告）

第二十条 区長は、事業用大規模建築物の所有者が前条第一項から第三項までのいずれかの規定に違反していると認めるとき又は事業用大規模建築物の建設者が同条第六項の規定に違反していると認めるときは、当該事業用大規模建築物の所有者又は当該事業用大規模建築物の建設者に対し、期限を定めて、必要な改善その他必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

（公表）

第二十一条 区長は、前条の勧告を受けた事業用大規模建築物の所有者又は事業用大規模建築物の建設者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

- 2 区長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表をされるべき者にその理由を通知し、その者が意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

（収集拒否等）

第二十二条 区長は、事業用大規模建築物の所有者又は事業用大規模建築物の建設者が前条第一項の規定による公表をされた後において、なお、第二十条の勧告に係る措置をとらなかったときは、当該事業用大規模建築物から排出される事業系一般廃棄物の収集若しくは運搬を拒否し、又は区長の指定する処理施設への搬入を禁止することができる。

### 第三節 区民の減量義務

(自主的行動)

第二十三条 区民は、再利用の可能な物の分別を行うとともに、集団回収等による再利用を促進するための区民の自主的な活動に参加し、協力する等により、廃棄物の減量及び資源の有効利用に努めるものとする。

(商品の選択)

第二十四条 区民は、商品を選択するに際しては、当該商品の内容及び包装、容器等を勘案し、廃棄物の減量及び環境の保全に配慮した商品を選択するよう努めるものとする。

### 第三章 廃棄物の適正処理

#### 第一節 通則

(家庭廃棄物の処理)

第二十五条 区長は、家庭廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、及びこれを運搬する等、適正に処理しなければならない。

(事業系廃棄物の処理)

第二十六条 事業者は、事業系廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに自ら運搬し、若しくは処分し、又は廃棄物の収集、運搬若しくは処分を業として行うことのできる者に運搬させ、若しくは処分させなければならない。

(事業者の中間処理義務)

第二十七条 事業者は、その事業系廃棄物の処理に当たっては、再生、破碎、圧縮、焼却、油水分離、脱水等の処理(以下「中間処理」という。)を行うことにより、その減量を図らなければならない。

(処理技術の開発)

第二十八条 事業者は、事業系廃棄物の適正な処理について、自ら又は共同して技術開発を図らなければならない。

第二節 区長等以外の者の再利用の対象となる廃棄物の収集又は運搬の禁止等

(収集又は運搬の禁止等)

第二十八条の二 区長及び区規則で定める者以外の者は、資源・ごみ集積所に排出された資源物のうち、古紙、びん、缶その他の区規則で定める物を資源・ごみ集積所から収集し、又は運搬してはならない。

2 区長は、前項の区規則で定める者以外の者が前項の規定に違反して、収集し、又は運搬

したと認めるときは、その者に対し、これらの行為を行わないよう命ずることができる。

#### 第三節 適正処理困難物の抑制

(処理困難性の自己評価等)

第二十九条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物になった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

(適正処理困難物の製造等の抑制)

第三十条 事業者は、その製品、容器等が廃棄物となった場合において、その適正な処理が困難となる物(以下「適正処理困難物」という。)については、その製造、加工、販売等を自ら抑制しなければならない。

(事業者の下取り等の回収義務)

第三十一条 区長は、適正処理困難物を指定し、これを公表することができる。

2 前項の適正処理困難物の製造、加工、販売等を行う事業者は、自らの責任でその適正処理困難物を下取り等により回収しなければならない。

3 区民は、前項の事業者が適正処理困難物を回収しようとするときは、これに協力するものとする。

4 区長は、第二項の事業者が適正処理困難物を回収しないと認めるときは、その事業者に対し、期限を定めて、回収するよう命ずることができる。

#### 第四節 一般廃棄物の処理

(処理の計画)

第三十二条 区長は、区規則で定めるところにより、一般廃棄物の処理に関する計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)を定め、これを告示するものとする。

2 一般廃棄物処理計画に重要な変更があったときは、その都度告示するものとする。

(処理)

第三十三条 区長は、一般廃棄物処理計画に従い、家庭廃棄物を処理しなければならない。

2 区長は、家庭廃棄物の処理に支障がないと認めるときは、事業系一般廃棄物の処理を行

うものとする。

- 3 前二項に規定する一般廃棄物の処理の基準は、区規則で定める。

(計画遵守義務等)

第三十四条 土地又は建物の占有者（占有者がいない場合は、管理者とする。以下「占有者」という。）は、その土地又は建物内の家庭廃棄物を可燃物、不燃物等に分別し、各別の容器に収納して資源・ごみ集積所に排出する等一般廃棄物処理計画に従わなければならない。

- 2 占有者は、家庭廃棄物を収納する容器について、家庭廃棄物が飛散し、流出し、及びその悪臭が発散しないようにするとともに、当該容器及び当該容器を排出する資源・ごみ集積所を常に清潔にしておかななければならない。

(粗大ごみの排出方法)

第三十五条 占有者は、粗大ごみ（特定家庭用機器再商品化法（平成十年法律第九十七号）第二条第四項に規定する特定家庭用機器で再商品化される対象となるものを除く。以下同じ。）を排出するときは、区規則で定める廃棄物処理手数料の額に応じた枚数の第五十二条第一項の有料粗大ごみ処理券を添付しなければならない。ただし、これによりがたいと区長が認めるときは、区長の指示に従わなければならない。

(事業系一般廃棄物等の排出方法)

第三十六条 事業者は、区長の収集及び運搬する事業系一般廃棄物（動物の死体及びし尿を除く。）又は一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物を容器で排出するときは、容器に収納する容量に相当する第五十三条第一項の有料ごみ処理券を添付しなければならない。ただし、これによりがたいと区長が認めるとき又は臨時に排出するときは、区長の指示に従わなければならない。

(排出禁止物)

第三十七条 占有者は、区長が行う家庭廃棄物の収集に際して、次に掲げる家庭廃棄物を排出してはならない。

- 一 有害性の物
- 二 危険性のある物
- 三 引火性のある物
- 四 著しく悪臭を発する物
- 五 特別管理一般廃棄物に指定されている物
- 六 前各号に掲げるもののほか、家庭廃棄物の処理を著しく困難にし、又は家庭廃棄物の処理施設の機能に支障が生ずる物

- 2 占有者は、前項各号に掲げる家庭廃棄物を

処分しようとするときは、区長の指示に従わなければならない。

(動物の死体)

第三十八条 占有者は、その土地又は建物内の動物の死体を自らの責任で処分できないときは、遅滞なく区長に届け出て、その指示に従わなければならない。

(改善命令等)

第三十九条 区長は、占有者が第三十四条の規定に違反していると認めるときは、その占有者に対し、期限を定めて、必要な改善その他必要な措置を命ずることができる。

(事業者の処理)

第四十条 事業者は、その事業系一般廃棄物を自ら処理するときは、第三十三条第三項に規定する区規則で定める処理の基準に従わなければならない。

(事業系一般廃棄物保管場所の設置)

第四十一条 事業者は、その建物又は敷地内に事業系一般廃棄物の保管場所を設置しなければならない。

- 2 前項の保管場所は、区規則で定める基準に適合するものでなければならない。

- 3 事業者は、その排出する事業系一般廃棄物を第一項の保管場所に集めなければならない。

(事業者に対する中間処理等の命令)

第四十二条 区長は、事業者に対し、特に必要があると認めるときは、その事業系一般廃棄物をあらかじめ中間処理して排出するよう命ずることができる。

- 2 区長は、事業者に対し、その事業系一般廃棄物を可燃物、不燃物等に分別して排出するよう命ずることができる。

(事業者に対する運搬等の命令)

第四十三条 区長は、区規則で定める量の事業系一般廃棄物を排出する事業者に対し、その事業系一般廃棄物を運搬し、又は処分するよう命ずることができる。

(一般廃棄物管理票)

第四十四条 区規則で定める事業者は、事業系一般廃棄物を区長の指定する処理施設に運搬する場合には、区規則で定めるところにより、事業系一般廃棄物の種類、排出場所等を記載した一般廃棄物管理票を当該施設の管理者に提出しなければならない。

- 2 前項の事業者は、事業系一般廃棄物を他人に委託して区長の指定する処理施設に運搬させる場合には、当該受託者に同項の一般廃棄物管理票を交付しなければならない。

3 前項の受託者は、その受託した事業系一般廃棄物を区長の指定する処理施設に運搬する場合には、同項の一般廃棄物管理票を当該施設の管理者に提出しなければならない。

4 前三項に規定するもののほか、一般廃棄物管理票の回付その他必要な事項は、区規則で定める。

(改善命令等)

第四十五条 区長は、事業者が第四十条又は第四十一条の規定に違反していると認めるときは、その事業者に対し、期限を定めて、必要な改善その他必要な措置を命ずることができる。

(準用)

第四十六条 第三十三条第一項、第三十四条及び第三十七条から第三十九条までの規定は、事業系一般廃棄物の処理について準用する。

#### 第五節 産業廃棄物の処理

(一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物)

第四十七条 区長は、一般廃棄物の処理又は処理施設の機能に支障が生じない範囲内において、一般廃棄物とあわせて処理することが必要と認める産業廃棄物の処理を行うことができる。

2 区長は、前項に規定する一般廃棄物とあわせて処理することが必要と認める産業廃棄物の処理について、一般廃棄物処理計画に含めるものとする。

(処理命令)

第四十八条 区長は、一般廃棄物の処理又は処理施設の機能に支障が生ずるおそれがあると認めるときは、一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物を排出する事業者に対し、その産業廃棄物の保管、運搬又は処分を命ずることができる。

(準用)

第四十九条 第三十三条、第三十四条、第三十九条、第四十一条、第四十二条及び第四十五条(第四十条の規定に違反したことによる改善命令等に係るものを除く。)の規定は、一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物の処理について準用する。

#### 第六節 大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置

(大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置)

第五十条 区規則で定める大規模建築物を建設しようとする者(以下「建設者」という。)

は、その建築物又は敷地内に一般廃棄物の保管場所及び保管設備(以下「保管場所等」という。)を設置しなければならない。この場合において、建設者は、当該保管場所等について、区規則で定めるところにより、あらかじめ区長に届け出なければならない。

2 保管場所等は、区規則で定める基準に適合するものでなければならない。

3 区長は、保管場所等について、建設者が前二項の規定に違反すると認めるときは、当該建設者に対し、期限を定めて、保管場所等の設置その他必要な措置を命ずることができる。

4 第一項に規定する建築物の占有者は、その建築物から排出される一般廃棄物を保管場所等に集めなければならない。

#### 第七節 廃棄物処理手数料

(廃棄物処理手数料)

第五十一条 区長は、家庭廃棄物(動物の死体及びし尿を除く。以下この項において同じ。)の収集及び運搬をしたとき(粗大ごみの場合にあつては、収集及び運搬をするとき。)は、一日平均十キログラムを超える量の家庭廃棄物を排出する占有者又は粗大ごみその他の家庭廃棄物を臨時に排出する占有者から別表に掲げる廃棄物処理手数料を徴収する。

2 区長は、事業系一般廃棄物(動物の死体及びし尿を除く。)又は一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物の収集及び運搬をするときは、これらの廃棄物を排出する事業者又は臨時に排出した事業者から別表に掲げる廃棄物処理手数料を徴収する。

3 区長は、事業者が事業系一般廃棄物(動物の死体及びし尿を除く。)又は一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物を区長の指定する最終処分場に運搬したときは、その事業者から別表に掲げる廃棄物処理手数料を徴収する。

4 区長は、別表に掲げる廃棄物の重量を基準にして算定する廃棄物処理手数料について、重量を基準にして算定することが著しく実情に合わないとき、区規則で定めるところにより、重量以外の基準により算定することができる。

5 既に納付した廃棄物処理手数料は、還付しない。ただし、区長は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(有料粗大ごみ処理券の交付)

第五十二条 区長は、前条第一項の粗大ごみの廃棄物処理手数料をあらかじめ納付した者に有料粗大ごみ処理券を交付する。

2 有料粗大ごみ処理券に関し必要な事項は、区長が定める。

(有料ごみ処理券の交付)

第五十三条 区長は、第五十一条第二項の廃棄物処理手数料をあらかじめ納付した者(臨時に排出する事業者を除く。)に有料ごみ処理券を交付する。

2 有料ごみ処理券に関し必要な事項は、区長が定める。

(動物死体処理手数料)

第五十四条 区長は、第三十八条(第四十六条において準用する場合を含む。)の規定による届出に従い動物の死体を処理したときは、占有者又は事業者から別表に掲げる動物死体処理手数料を徴収する。

(手数料の減免)

第五十五条 区長は、天災その他特別の理由があると認めるときは、第五十一条の廃棄物処理手数料又は前条の動物死体処理手数料を減額し、又は免除することができる。

(督促)

第五十六条 第五十一条の廃棄物処理手数料又は第五十四条の動物死体処理手数料を納期限までに納付しない者があるときは、納期限経過後二十日以内に区規則で定める督促状を発行して督促する。

2 前項の督促状には、その発行の日から十五日以内において納付すべき期限を指定する。

(延滞金の額及び徴収方法)

第五十七条 前条の規定による督促をした場合においては、手数料の金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その金額(千円未満の端数があるとき又は二千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に年十四・六パーセント(督促状に指定する期限までの期間については、年七・三パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収する。

2 延滞金の確定金額に百円未満の端数があるとき又はその全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

(延滞金額の減免)

第五十八条 第五十一条の廃棄物処理手数料又は第五十四条の動物死体処理手数料を納付す

べき者が、災害その他やむを得ない理由により納期限までに納付できなかったときは、前条の規定による延滞金額を減額し、又は免除することができる。

## 第四章 一般廃棄物処理業

(業の許可)

第五十九条 一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、区規則で定めるところにより、区長の許可を受けなければならない。ただし、事業者(自らその一般廃棄物を運搬する場合に限る。)、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他区規則で定める者については、この限りでない。

2 一般廃棄物の処分を業として行おうとする者は、区規則で定めるところにより、区長の許可を受けなければならない。ただし、事業者(自らその一般廃棄物を処分する場合に限る。)、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの処分を業として行う者その他区規則で定める者については、この限りでない。

3 区長は、前二項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、前二項の許可をしてはならない。

一 区長による一般廃棄物の収集、運搬又は処分が困難であること。

二 その申請の内容が、区長が定める処理計画に適合するものであること。

三 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして区規則で定める基準に適合するものであること。

四 申請者(申請者が法人であるときは、その業務を行う役員を含む。)が次のいずれにも該当しないこと。

イ 法第七条第五項第四号イからルまでのいずれかに該当する者

ロ この条例若しくはこの条例に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ハ この条例の規定により許可を取り消され、その取消の日から五年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る港区行政手続条例(平成八年港

区条例第二十九号。以下「行政手続条例」という。)第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。)

ニ この条例の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続条例第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に区規則で定める一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から五年を経過しないもの

ホ ニに規定する期間内に区規則で定める一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出があった場合において、ニの通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号。以下「政令」という。)で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の政令で定める使用人であった者で、当該届出の日から五年を経過しないもの

ヘ その他区規則で定める者

- 4 第一項又は第二項の許可は、一年を下らない区規則で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
- 5 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間(以下この項及び次項において「許可の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。
- 6 前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。
- 7 第一項又は第二項の許可には、一般廃棄物の収集を行うことができる区域を定め、又は生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

8 区長は、第一項又は第二項の規定により許可をしたときは、許可証を交付する。

(業の変更の許可)

第六十条 前条第一項の許可を受けた者(以下「一般廃棄物収集運搬業者」という。)又は同条第二項の許可を受けた者(以下「一般廃棄物処分業者」という。)は、その一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の範囲を変更しようとするときは、区規則で定めるところにより、区長の許可を受けなければならない。

2 前条第三項及び第七項の規定は、前項の許可について準用する。

(処理基準)

第六十一条 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、第三十三条第三項に規定する区規則で定める基準に従い、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を行わなければならない。

(遵守義務)

第六十二条 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 許可証を事務所又は事業所に備え置き、許可の内容が明らかになるようにしておくこと。
- 二 許可証を他人に譲渡し、又は貸与しないこと。

(事業の停止命令等)

第六十三条 区長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命じ、又は区長の指定する処理施設への搬入の禁止を命じることができる。

一 この条例若しくはこの条例に基づく処分に違反する行為(以下「違反行為」という。)をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。

二 その者の事業の用に供する施設又はその者の能力が第五十九条第三項第三号に規定する基準に適合しなくなったとき。

三 第五十九条第七項の規定により当該許可に付した条件に違反したとき。

(許可の取消し)

第六十三条の二 区長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のい

ずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならない。

- 一 第五十九条第三項第四号イに該当するに至ったとき。
  - 二 前条の規定による事業の停止命令に違反したとき。
  - 三 法第七条の三第一号に該当し情状が特に重いとき。
  - 四 不正の手段により第五十九条第一項若しくは第二項の許可（同条第四項の許可の更新を含む。）又は第六十条第一項の変更の許可を受けたとき。
- 2 区長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。
- 一 第五十九条第三項第四号ロからへまでのいずれかに該当するに至ったとき。
  - 二 前条第一号に該当するとき（前項第三号に該当するときを除く。）。
  - 三 前条第二号又は第三号のいずれかに該当するとき。

（許可証の再交付）

第六十四条 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、許可証を紛失し、又はき損したときは、区規則で定めるところにより、直ちに区長に届け出て再交付を受けなければならない。

（許可手数料）

第六十五条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める手数料を申請の際に納入しなければならない。ただし、一般廃棄物収集運搬業の許可を他の特別区において受けた者が、区長の指定する処理施設への搬入のみを業とする許可を受けようとするときは、この限りでない。

- 一 新たに一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者 一万五千円
- 二 新たに一般廃棄物処分業の許可を受けようとする者 一万五千円
- 三 一般廃棄物収集運搬業の許可の更新を受けようとする者 一万円
- 四 一般廃棄物処分業の許可の更新を受けようとする者 一万円
- 五 一般廃棄物収集運搬業者で、その事業の範囲の変更の許可を受けようとするもの 一万円
- 六 一般廃棄物処分業者で、その事業の範囲の変更の許可を受けようとするもの 一万

円

七 許可証の再交付を受けようとする者 三千円

## 第五章 生活環境影響調査結果の縦覧等

（縦覧等の対象施設）

第六十五条の二 法第九条の三第二項（同条第八項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による同条第一項に規定する調査（以下「生活環境影響調査」という。）の結果を記載した書類（以下「調査書」という。）の公衆への縦覧及び生活環境の保全上の見地からの意見書（以下「意見書」という。）の提出の対象となる一般廃棄物処理施設（以下「対象施設」という。）は、政令第五条第一項に規定するごみ処理施設とする。

（縦覧等の告示）

第六十五条の三 区長は、法第九条の三第二項の規定により調査書を公衆の縦覧に供し、意見書を提出する機会を付与しようとするときは、区規則で定める事項を告示するものとする。

（調査書の縦覧の場所及び期間）

第六十五条の四 調査書の縦覧の場所は、前条の規定による告示において指定するものとする。

2 調査書の縦覧の期間は、前条の規定による告示の日の翌日から起算して三十日間とする。

（意見書の提出先及び提出期限）

第六十五条の五 意見書の提出先は、第六十五条の三の規定による告示において指定するものとする。

2 意見書の提出期限は、第六十五条の三の規定による告示の日の翌日から起算して四十五日を経過する日とする。

（環境影響評価との関係）

第六十五条の六 対象施設の設置又は変更に関し、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）又は東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十六号）に基づく環境影響評価（生活環境影響調査に相当する内容を有するものに限る。）に係る公告、縦覧等の手続を経たものは、前三条に定める手続を経たものとみなす。

（関係する区市町村の長との協議）

第六十五条の七 区長は、生活環境影響調査を実施した地域に港区の存する区域に属しない地域が含まれているときは、当該区域を管轄

する区市町村の長に調査書の写しを送付し、当該調査書の縦覧及び意見書の提出の手續の実施について協議するものとする。

## 第六章 雑則

### (空き地の管理)

第六十六条 空き地を所有し、又は管理する者は、その空き地にみだりに廃棄物が捨てられないように、その周囲に囲いを設ける等適正に管理しなければならない。

- 2 前項に規定する者は、その空き地に廃棄物が捨てられたときは、その廃棄物を自らの責任で処理しなければならない。
- 3 区長は、前二項の規定に違反することにより、生活環境を著しく害していると認められる者に対し、必要な改善その他必要な措置を勧告することができる。

### (市街地開発事業における処理施設)

第六十七条 区規則で定める大規模な市街地開発事業を行おうとする者は、当該市街地開発事業の計画の策定に当たっては、当該市街地開発事業の区域から生ずる廃棄物を適正に処理するため、当該市街地開発事業の区域に廃棄物の処理施設を確保する等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 前項に規定する者は、当該市街地開発事業の計画の策定に当たっては、あらかじめ、当該市街地開発事業の区域から生ずる一般廃棄物の適正な処理方法等について、区長に協議しなければならない。

### (報告)

第六十八条 区長は、法第十八条第一項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、占有者その他の関係者に対し、必要な報告を求めることができる。

### (立入検査)

第六十九条 区長は、法第十九条第一項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、必要と認める場所に立ち入り、廃棄物の減量及び適正な処理に関し、必要な帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

### (廃棄物管理指導員)

第七十条 前条第一項の規定による立入検査並びに廃棄物の減量及び適正な処理に関する指導の職務を担当させるため、区規則で定めるところにより、廃棄物管理指導員を置く。

### (技術管理者の資格)

第七十条の二 法第二十一条第三項に規定する条例で定める資格は、区規則で定める資格とする。

### (行政手続条例の適用除外)

第七十条の三 第二十八条の二第二項の規定による命令については、行政手続条例第三章の規定は、適用しない。

### (委任)

第七十一条 この条例に規定するもののほか、この条例の施行について必要な事項は、区規則で定める。

## 第七章 罰則

### (罰則)

第七十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十八条の二第二項の規定による命令に違反した者
- 二 第三十一条第四項の規定による命令に違反した者
- 三 第四十二条（第四十九条において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者
- 四 第四十五条（第四十九条において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者
- 五 第五十条第三項の規定による命令に違反した者

第七十三条 第三十九条（第四十六条及び第四十九条において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者は、五万円以下の罰金に処する。

第七十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三万円以下の罰金又は科料に処する。

- 一 第五十条第一項の規定による届出をしなかった者
- 二 第六十二条の規定に違反した者

第七十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑又は科料刑を

科する。

### 付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

(処分、申請等に関する経過措置)

2 この条例の施行前に東京都廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成四年東京都条例第四百十号。以下「都条例」という。）の規定により東京都知事がした許可等の処分その他の行為（以下この項において「処分等の行為」という。）又はこの条例の施行の際現に東京都知事に対して行っている許可の申請その他の行為（以下この項において「申請等の行為」という。）で、この条例の施行の日以後において区長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものについては、同日以後においては、区長のした処分等の行為又は区長に対して行った申請等の行為とみなす。

3 この条例の施行前に都条例の規定により東京都知事に対して報告、届出その他の手続をしなければならない事項で、この条例の施行の日前にその手続がされていないものについて、この条例の施行の日以後において区長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものについては、区長に対して報告、届出その他の手続がされていないものとみなして、この条例の相当規定を適用する。

(有料粗大ごみ処理券等に関する経過措置)

4 この条例の施行前に都条例第五十八条の二又は第五十八条の三の規定により、東京都知事が交付した有料粗大ごみ処理券又は有料ごみ処理券については、この条例の施行の日以後三月の間は区長が収集及び運搬する廃棄物に添付するものに限り、第五十二条又は第五十三条に基づき区長が交付したものとみなす。

(延滞金の割合の特例)

5 当分の間、第五十七条第一項に規定する延滞金の年十四・六パーセントの割合及び年七・三パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十三条第二項に規定する平均貸付割合をいう。）に年一パーセントの割合

を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年十四・六パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合とし、年七・三パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年一パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年七・三パーセントの割合を超える場合には、年七・三パーセントの割合）とする。この場合における延滞金の額の計算において、その計算の過程における金額に一円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(一般廃棄物処理業の許可手数料の特例)

6 一般廃棄物処理業の許可を受けようとする者又は一般廃棄物処理業者で、その事業の範囲を変更しようとするものに係る許可手数料について、この条例の施行の日以後六年の間、区長は、区規則で定めるところにより、第六十五条第一号から第四号までに定める許可手数料を減額し、又は免除することができる。

付 則（令和二年十二月九日条例第四十五号）

1 この条例は、令和三年一月一日から施行する。

2 この条例による改正後の港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例付則第五項の規定は、延滞金のうちこの条例の施行の日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

### 別表 廃棄物処理手数料及び動物死体処理手数料（第五十一条、第五十四条関係）

#### 一 廃棄物処理手数料

区分	手数料
一 一日平均十キログラムを超える量の家庭廃棄物を排出する占有者	一日平均十キログラムを超える量一キログラムにつき 四十円
二 事業系一般廃棄物又は一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物を排出する事業者	一キログラムにつき 四十円 ただし、有料ごみ処理券を添付して排出するときは、十リットルまでごとに七十六円
三 臨時に排出する占有者又は事業者	一キログラムにつき 四十円 ただし、粗大ごみについては、二千八百円を限度として品目別に区規則で定める。
四 区長の指定する最終処分場に運搬した事業者	一キログラムにつき 九円五十銭

#### 二 動物死体処理手数料

動物の死体 一頭につき 二千六百円

## 港区一般廃棄物処理基本計画（第3次）策定方針

### 1 一般廃棄物処理基本計画とは

一般廃棄物処理基本計画とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定に基づき、区市町村が長期的・総合的視点に立って、計画的なごみ処理の推進を図るための基本的な方針として定めるものであり、ごみの排出の抑制及びごみの発生から最終処分に至るまでの、ごみの適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定めるものです。

### 2 策定の基本的考え方

令和2年3月に区長から、港区環境基本条例第20条第2項第2号の規定に基づき、港区環境審議会に計画策定に係る基本的な方向性について諮問し、同年8月に答申（「港区一般廃棄物処理基本計画（第3次）」の策定に関わる基本的な方向性について）を受けました。区は、審議会の答申に沿って、港区一般廃棄物処理基本計画（第3次）を策定します。

策定にあたっては、令和2年度中に策定する「港区基本計画」及び「港区環境基本計画」と整合を図るとともに、国の「第四次循環型社会形成推進基本計画」及び関連する各種の戦略・施策、東京都の「東京都資源循環・廃棄物処理計画」及び「ゼロエミッション東京」、東京二十三区清掃一部事務組合の「一般廃棄物処理基本計画」等との調和を図ります。

### 3 策定にあたり考慮すべき背景

区では、平成24年3月に「港区一般廃棄物処理基本計画（第2次）」（平成24年度～令和3年度）（以下「現行計画」といいます。）を策定し、平成29年3月の中間見直しを経て、ごみの減量・資源化を促進するための各種施策を展開してきました。

具体的には、全国に先駆けて全てのプラスチックを資源として回収しリサイクルしているほか、区有施設での古着の拠点回収やフードドライブの実施、不燃ごみや粗大ごみに含まれる金属製品等のピックアップ回収、排出量の多い木製粗大ごみのパーティクルボードへの再資源化、障害者就労支援施設と連携したコード類に含まれる銅線の回収等、様々な施策を行ってきました。

現行計画に基づく取組の成果は、一人一日あたりのごみ排出量の減少や特別区で最高水準の資源化率などに現れています。一方、人口の増加や都心特有の活発な事業活動を背景に、家庭や事業者が排出するごみの総量やプラスチックの可燃ごみへの混入に伴う温室効果ガス排出量は増加を続けています。

港区一般廃棄物処理基本計画（第3次）では、こうした現行計画に基づく取組の

成果と課題に加え、この間に生じた一般廃棄物処理行政を取り巻く環境の変化や新たな課題を十分に踏まえて策定します。

(1) 区の人口動向と開発動向

区の人口は、各世代で増加を続け、令和8年度には30万人に達する見通しです。また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を見据えて進められてきた複数の大規模な開発が完成に近づくとともに、JR高輪ゲートウェイ駅及び品川駅周辺、虎ノ門・麻布台地区など、大規模な事業が予定されています。こうした人口動向や区内の開発動向が廃棄物処理にもたらす影響を的確に捉える必要があります。

(2) SDGsの実現に向けた動き

平成27年9月の国連総会において、経済・社会・環境の3つのバランスが取れた社会を目指すための「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals: SDGs)」が採択され、我が国では、国を挙げてSDGsの実現に向けた取組を進めています。

廃棄物・資源循環分野において特に関連が深い項目としては、目標12「つくる責任 つかう責任」で生産と消費を持続可能な方法で行っていくこと、目標14「海の豊かさを守ろう」でプラスチックごみなどの人間の活動による海の汚染を減らすことなどが掲げられています。

(3) 食品ロスの削減に向けた取組

SDGsで2030年までの半減目標が掲げられた食品ロスについて、令和元年10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行され、国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロス削減の取組を推進していくこととしています。

(4) プラスチック問題への対応

国において、令和元年5月に「プラスチック資源循環戦略」が策定され、資源・廃棄物制約、海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化、アジア各国による廃棄物の輸入規制等の幅広い課題に対応するため、3R+Renewable(再生可能資源への代替)を基本原則としたプラスチックの資源循環を総合的に推進していくことが定められています。令和2年7月には、プラスチックの過剰な使用を抑制し、ライフスタイルの見直しを促すため、レジ袋の有料化がスタートしました。

(5) 感染症や自然災害への対応

新型コロナウイルス感染症の拡大は、人々の生活様式を一変させ、国内外において社会的・経済的に重大なダメージをもたらしています。新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の期間中は、外出自粛に伴う家庭ごみの増加と事業系ごみの減少、マスクやプラスチック容器など使い捨て型製品の排出量増加など、ごみの量と質に大きな変化が生じ、ごみの収集・運搬・処理に従事する作業員の感染防止対策も求められました。

感染の再拡大や「新しい生活様式」の定着に伴う影響を見極めながら、区民生活を維持し、経済を支える必要不可欠な社会インフラである廃棄物処理を安定的に継続していくことが求められています。

また、近年、地震・風水害・土砂災害等が全国各地で多発し、一時的に大量に発生する災害廃棄物の処理が停滞し、被災地の生活再建に支障が生じた事例もみられています。こうした頻発化・激甚化する自然災害への備えとして、災害廃棄物対策の強化を急ぐ必要があります。

#### (6) ICTの急速な進展

IoTやロボット、AI、ビッグデータ、これらを結ぶ5Gなど、社会のあり方に影響を及ぼす技術革新の進展は、ごみの減量や資源の有効利用、清掃事業の効率化等につながる可能性があります。

#### (7) 東京2020大会の開催

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会は1年延期となりましたが、大会期間中の街の美観維持や清掃事業の安定継続に向けて、来街者や通行車両の増加等への備えを万全なものとする必要があります。

## 4 計画の基本理念及び基本方針

### (1) 基本理念

現行計画に掲げる基本理念「環境に配慮した持続可能な社会を目指して、循環型社会・低炭素社会形成への統合的な取組を、区民・事業者とともに推進します」は普遍的な理念であり、現行計画策定以降の状況変化を踏まえてもなお、現在及び未来において有効であることから、変更せずに港区一般廃棄物処理基本計画（第3次）に引き継ぎます。

### (2) 基本方針

基本理念の実現に向けて、区民、事業者、区それぞれの責任と役割に対応した基本方針を定めます。

#### ・基本方針1「区民の参画と協働による3Rを推進します」

……区は、区民がごみを出さないライフスタイル（リデュース・リユース）を実践し、発生したごみはルールに基づき適正に排出して、リサイクルにつなげていく状況を創出します。

#### ・基本方針2「事業者の社会的責任に基づく廃棄物の発生抑制と資源循環を促進します」

……区は、事業者の排出者責任に基づくごみの適正処理を徹底するとともに、分別やリサイクルが容易な製品の開発など、生産者責任に基づく主体的なごみの減量・資源化を促進します。

#### ・基本方針3「安全・安心な区民生活を支え続ける適正で効率的な廃棄物処理を実践します」

……区は、平時からごみや資源を安定的・効率的に収集・処理するとともに、

災害発生時や感染症拡大時においても、清掃事業を継続し、区民の清潔で快適な生活環境を保全します。

## 5 重点課題の設定

港区一般廃棄物処理基本計画（第3次）では、廃棄物処理法第6条第2項に定める必要事項（ごみの発生量及び処理量の見込み、分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分など）のほか、基本方針に沿って、以下の8項目の重点課題を設定し、具体的な取組を提示します。

- 重点課題① 事業系ごみの発生抑制
- 重点課題② プラスチックの使用抑制と資源循環
- 重点課題③ 食品ロスの削減
- 重点課題④ 資源回収の拡大
- 重点課題⑤ 持続可能な集団回収制度の構築
- 重点課題⑥ 安全・安心・便利な清掃事業の運営と収集サービスの改善
- 重点課題⑦ 災害等への対応力の向上
- 重点課題⑧ 効果的な普及啓発と環境学習の充実

## 6 数値目標の設定

計画に掲げる取組の進捗を管理するとともに、PDCAサイクルにより、その達成状況を区民・事業者と共有し、必要に応じて施策の見直しを図るため、重点課題に対応した以下の12項目の数値目標を設定します。

- ①ごみ・資源の総排出量
- ②区収集可燃ごみ量
- ③可燃ごみへの資源混入割合
- ④食品ロス発生量
- ⑤プラスチック発生量
- ⑥資源回収量
- ⑦集団回収による資源回収量
- ⑧資源化率
- ⑨ごみと資源の分別にかかる区民意識
- ⑩持込ごみ量（事業系ごみ量）
- ⑪大規模建築物（延床面積1,000㎡以上）の再利用計画書上の資源化率
- ⑫温室効果ガス排出量

## 7 計画の構成及び検討体制等

### (1) 計画の構成

港区一般廃棄物処理基本計画（第3次）は、ごみの発生抑制、減量・資源化、収集運搬、中間処理等を定める「ごみ処理基本計画」と、し尿、汚泥及び生活雑排水の処理・処分を定める「生活排水処理基本計画」により構成します。

計画中に区の地域の特性に応じた食品ロスの削減の取組を掲げ、当該部分を食品ロスの削減の推進に関する法律に基づく「港区食品ロス削減推進計画」として位置付けます。

(2) 計画期間

令和3年度(2021年度)から令和14年度(2032年度)までを計画期間とし、中間年度に見直しを行います。

(3) 検討体制

港区環境審議会からの答申に基づき、区の環境施策に関わる組織で構成する港区環境調整委員会等において、計画の内容を検討します。

(4) 区民意見反映のための方策

令和元年度に区民及び事業者を対象に実施した「港区一般廃棄物処理基本計画(第3次)の策定等に係る基礎調査」の結果を十分に踏まえて計画を策定します。

また、より広範な意見を反映するため、次期港区基本計画策定に向けた「みなとタウンフォーラム第3グループ(環境・リサイクル分野)」や地区版基本計画策定に向けた区民参画組織からの提言を十分に踏まえるとともに、区民意見募集及び説明会を実施します。

## 8 スケジュール(予定)

令和2年 11月	計画素案確定 港区環境審議会へ報告 港区議会へ報告
12月	区民意見募集及び説明会の実施
令和3年 2月～3月	計画確定 港区環境審議会へ報告

31港環み第4187号  
令和2年3月24日

港区環境審議会  
会長 守田 優 様

港区長 武井 雅 昭

港区環境基本条例（平成10年3月港区条例第28号）第20条第2項第2号の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

#### 記

#### 1 諮問事項

「港区一般廃棄物処理基本計画（第3次）」の策定に関わる基本的な方向性について

#### 2 諮問理由

平成24年3月に策定した「港区一般廃棄物処理基本計画（第2次）」は、平成24年度から令和3年度までを計画期間とし、平成29年3月の中間見直しを経て、現在に至っています。

区では、現行計画に基づき、環境に配慮した持続可能な社会を目指して、循環型社会・低炭素社会形成への統合的な取組を、区民・事業者とともに推進してきましたが、人口や事業所数の増加や東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた事業活動の活況もあって、ごみの排出量や資源化率などの数値目標の達成は厳しい状況にあります。

一方、この間、昨年6月のG20大阪サミットに先立ち、海洋プラスチック問題を背景に、3R+Renewable（再生可能資源への代替）を基本原則としたプラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略として定めた「プラスチック資源循環戦略」の策定、食品ロスの削減を国民運動として位置付け、地域の特性に応じた施策の実施を地方公共団体の責務として定めた「食品ロスの削減の推進に関する法律」の施行など、廃棄物の発生抑制や資源の有効利用を図り、環境負荷の低減を進める動きが加速しています。

中国の輸入規制等に伴う古紙価格の下落やプラスチック処理の逼迫も、廃棄物の適正処理や資源の循環に多大な影響を及ぼしています。

また、昨年、日本各地に甚大な被害をもたらした大型台風では、早期の復旧・復興に向けた災害廃棄物の迅速かつ適正な処理の重要性を再認識させられました。

区では、こうした課題に対し、早期に、かつ、積極的に対応していくため、計画の改定時期を1年前倒し、令和3年度（2021年度）から令和14年度（2032年度）までを計画期間とする「港区一般廃棄物処理基本計画（第3次）」を策定します。

新たな計画は、法において努力義務とされた「市町村食品ロス削減推進計画」を包含し、同時期に改定する上位計画「港区基本計画」及び「港区環境基本計画」との整合を図った計画として策定します。

平成27年9月に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」では、国際社会共通の普遍的な目標として、食品ロスの削減や海洋ごみ対策などの環境問題を含む「持続可能な開発目標（SDGs）」が定められ、我が国においても積極的な取組が進められています。

区は、新たな計画の計画期間中に訪れる“2030年”の目標達成に向けて、ステークホルダーの一員としての役割を十全に果たしていきます。

このような背景と課題認識に基づき、「港区一般廃棄物処理基本計画（第3次）」を策定するにあたり、計画策定に関わる基本的な方向性を中心に、重点的に取り組むべき施策の目標や必要な施策の内容等について、総合的かつ専門的な見地から審議をお願いするものです。

### 3 重点項目

- (1) 事業系廃棄物の発生抑制
- (2) プラスチックの使用抑制と資源循環
- (3) 食品ロスの削減（該当部分を「港区食品ロス削減推進計画」として位置付け）
- (4) 持続可能な集団回収のあり方
- (5) 資源回収の拡大
- (6) 災害廃棄物基本計画策定に向けた現状と課題の整理
- (7) 効果的な普及啓発と環境学習の方策

令和2年8月28日

港区長 武井雅昭 様

港区環境審議会  
会長 守田 優

「港区一般廃棄物処理基本計画（第3次）」の策定に関わる  
基本的な方向性について  
(答 申)

港区環境審議会は、令和2年3月24日付31港環み第4187号により、区長から「『港区一般廃棄物処理基本計画（第3次）』の策定に関わる基本的な方向性について」の諮問を受けました。

諮問事項に関し、当審議会においては、清掃・資源循環部会を設置し、より専門的な見地から区の廃棄物処理の現状と課題を整理した上で、計画の方向性に係る基本的事項について、3回にわたり検討を行いました。

こうした部会での検討結果等を踏まえ、当審議会では、2回にわたり慎重に審議を重ね、その内容を取りまとめましたので、答申いたします。

**「港区一般廃棄物処理基本計画（第3次）」の策定  
に関わる基本的な方向性について  
（答 申）**

**令和2年8月  
港区環境審議会**

## 目次

第1章 計画策定の基本的事項.....	1
第1節 社会・経済の動向と一般廃棄物処理基本計画策定の背景.....	1
第2節 港区一般廃棄物処理基本計画（第2次）の見直しに至る経過.....	2
第3節 計画の位置付け.....	3
第4節 計画期間.....	4
第2章 港区のごみ・資源を取り巻く現状と今後の見通し.....	5
第1節 現行計画における取組と評価.....	5
第2節 適正処理・分別状況の実態について.....	9
第3節 区民のごみ排出量（区収集ごみ量）.....	10
第4節 事業者のごみ排出量（持込ごみ量）.....	11
第5節 資源化の状況（資源回収量・資源化率）.....	12
第3章 次期計画の基本的方向性.....	13
第1節 基本理念について.....	13
第2節 基本方針について.....	13
第3節 重点施策について.....	15
第4節 数値目標項目の設定について.....	21
第5節 計画策定に当たっての留意事項.....	24

## 第1章 計画策定の基本的事項

### 第1節 社会・経済の動向と一般廃棄物処理基本計画策定の背景

平成27年9月の国連総会において、経済・社会・環境の3つのバランスが取れた社会を目指すための「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals: SDGs)」が採択されました。

廃棄物・資源循環分野において特に関連が深い項目としては、目標12「つくる責任つかう責任」で生産と消費を持続可能な方法で行っていくこと、目標14「海の豊かさを守ろう」でプラスチックごみなどの人間の活動による海の汚染を減らすことなどが掲げられています。

我が国においても、これらのSDGsの実現に国を挙げて取り組んでいます。例えば、SDGsで2030年までの半減目標が掲げられた食品ロスについて、令和元年10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行され、国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロス削減の取組を推進していくこととしています。

また、プラスチック問題に関しては、令和元年5月に「プラスチック資源循環戦略」を策定し、資源・廃棄物制約、海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化、アジア各国による廃棄物の輸入規制等の幅広い課題に対応するため、3R+Renewable(再生可能資源への代替)を基本原則としたプラスチックの資源循環を総合的に推進していくことが定められています。

東京都は、令和元年12月に策定した「ゼロエミッション東京戦略」の中で、2050年の目指すべき姿に向けたロードマップを示し、一般廃棄物のリサイクル率の向上やワンウェイプラスチックの削減、食品ロス削減などの取組を加速しています。

さらに、ここ数年、地震・風水害・土砂災害等が全国各地で多発し、一時的に大量に発生する災害廃棄物の処理が停滞し、被災地の生活再建に支障が生じた事例もみられています。こうした頻発化・激甚化する自然災害への備えとして、災害廃棄物対策を急ぐ必要があります。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、人々の生活様式を一変させ、国内外において社会的・経済的に重大なダメージをもたらしました。廃棄物問題では、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言により、家庭や事業所から排出されるごみの量と質に大きな変化が生じました。

今後は、懸念される感染の再拡大や「新しい生活様式」の定着に伴う影響を見極めながら、国民生活を維持し、経済を支える必要不可欠な社会インフラである廃棄物処理を安定的に継続していくことが求められています。

新たな一般廃棄物処理基本計画の検討に際しては、こうした背景を十分に踏まえる必要があります。

## 第2節 港区一般廃棄物処理基本計画（第2次）の見直しに至る経過

区では、平成24年3月に「港区一般廃棄物処理基本計画(第2次)」(平成24年度～令和3年度)(以下「現行計画」という。)を策定し、平成29年3月の中間見直しを経て、ごみの減量・資源化を促進するための各種施策を展開してきました。

現行計画に基づく各種施策の実施により、一人一日あたりのごみ排出量は減少傾向にあり、資源化率も特別区でトップを誇るなど、区の実績が現れていますが、人口の増加や都心特有の活発な事業活動を背景に、現行計画で掲げた目標の達成は困難な状況にあります。

一方、この間、前述した一般廃棄物処理行政を取り巻く環境の変化や解決すべき様々な課題が生じています。

こうした状況に積極的に対応し、より時代に即した施策を展開していくため、区では、計画の改定時期を1年前倒しすることとし、新たな港区一般廃棄物処理基本計画(第3次)の策定に踏み切ることにしました。

### 第3節 計画の位置付け

一般廃棄物処理基本計画とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定に基づき、区市町村が長期的・総合的視点に立って、計画的なごみ処理の推進を図るための基本的な方針として定めるものであり、ごみの排出の抑制及びごみの発生から最終処分に至るまでの、ごみの適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定めるものです。

なお、計画の策定に当たっては、国・東京都・東京二十三区清掃一部事務組合の計画、区が策定する「港区基本計画」、「港区環境基本計画」等と整合を図る必要があります。

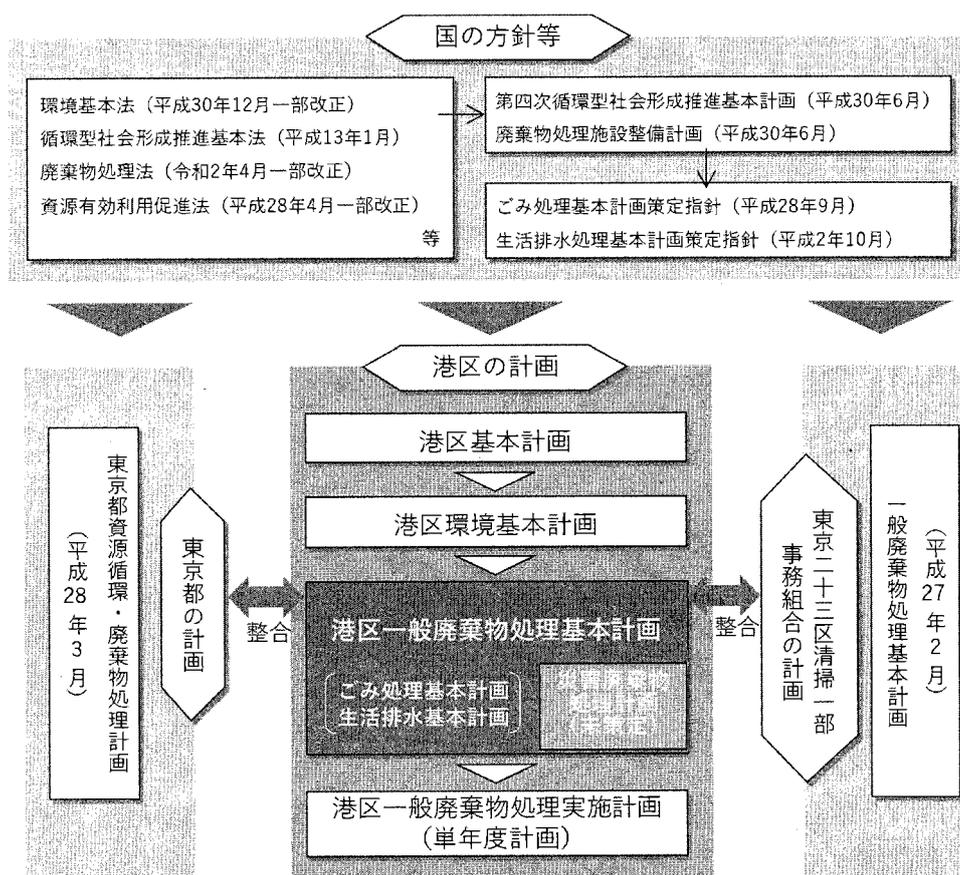


図 1-1 計画の位置付け

#### 第4節 計画期間

「ごみ処理基本計画策定指針」（平成28年9月、環境省 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課）において、一般廃棄物処理基本計画は、目標年次を概ね10年から15年先において、概ね5年ごとに改定するほか、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うことが適切であるとされています。

「港区一般廃棄物処理基本計画（第3次）」（以下「次期計画」という。）の計画期間については、「ごみ処理基本計画策定指針」に定める目標年次の考え方を踏まえつつ、上位計画の計画期間との整合を図りながら、施策を展開していくため、令和3年度から令和14年度までの12年計画として策定し、中間年度にあたる令和8年度に中間の見直しを行うことが適切です。

## 第2章 港区のごみ・資源を取り巻く現状と今後の見通し

### 第1節 現行計画における取組と評価

現行計画においては、「環境に配慮した持続可能な社会を目指して、循環型社会・低炭素社会形成への統合的な取組を、区民・事業者とともに推進します」を基本理念として掲げ、表 2-1 に示す3つの基本方針に基づき、ごみの量を減らすことを最優先課題とし、社会経済のあらゆる場面でリデュース・リユースの取組を推進するとともに、資源化率の更なる向上のため、リサイクルに係る区民・事業者・区それぞれの取組を強化してきました。さらに、それでも排出されるごみについては、公衆衛生の確保と生活環境の保全を前提に、排出特性に応じた適切で効率的な収集・運搬・処理を展開してきたところです。

基本方針に基づく様々な取組の結果、令和元年度の「港区一般廃棄物処理基本計画（第3次）策定等に係る基礎調査」（以下「基礎調査」という。）では、9割以上の区民がごみと資源の分別を実践しており、ごみの減量・資源化に係る意識の向上がみられるとともに、積極的な普及啓発・情報発信を行ってきたことにより、食品ロス問題の認知度や「港区食べきり協力店」に参画する事業者が着実に増加するなど、区民・事業者の双方においてごみの減量と資源リサイクルに係る取組の向上がみられて取れます。その一方で、人口の増加等に伴い、ごみの総排出量は増加するとともに、資源回収量や資源化率は横ばいの傾向が続いており、現行計画で掲げた目標の達成は困難な状況です。

ここでは、現行計画における4つの目標項目ごとに、これまでの区取組と評価、ごみ・資源の排出の現状と課題、今後の取組の方向性について整理します。

表 2-1 現行計画における基本理念・基本方針

基本理念	環境に配慮した持続可能な社会を目指して、循環型社会・低炭素社会形成への統合的な取組を、区民・事業者とともに推進します
基本方針	基本方針Ⅰ ごみを出さないライフスタイル・ビジネススタイルの意識の醸成 (区民・事業者によるリデュース・リユースの推進) 基本方針Ⅱ 限りある資源の循環利用 (区民・事業者・区によるリサイクルの推進) 基本方針Ⅲ ごみの適切で効率的な収集・運搬・処理 (区による適正処理の推進)

### (1) 総排出量（区から排出されるごみと資源の総量）

区収集ごみ・持込ごみの減量のために、日常的な3R行動の促進や意識改革のための情報提供、食品ロス削減の普及啓発等に注力して施策を展開しています。これにより、区民・事業者ともに、ごみ・リサイクルに関する関心は高まったものの、総排出量の減少には至っていません。区収集ごみについては、一人一日当たりのごみ排出量（原単位）は減少傾向にあります。人口の増加に伴い排出量は増加しています。

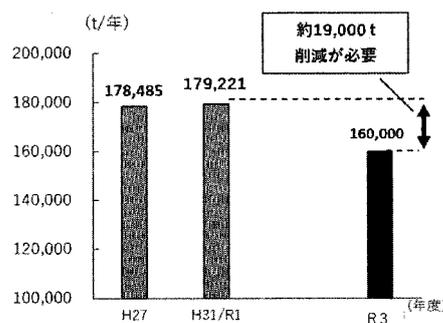


図 2-1 総排出量の推移と目標達成状況

持込ごみについては、東日本大震災以降の景気回復、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向けた旺盛な事業活動を背景に、排出量は増加の傾向にあります。特に、事業用途の延べ床面積 1,000m<sup>2</sup> 以上の事業者を対象に作成・提出を義務付けている再利用計画書の資源化率については改善が見られず、計画期間内で減少していないことから、今後は減量効果の高い施策について検討する必要があります。

### (2) 資源化率（総排出量（持込ごみ量を除く。）のうち、資源化される割合）

資源回収量増加のため、不燃・粗大ごみ中の金属や木製粗大ごみの資源化、可燃ごみに多く混入している雑紙の名称を「その他再生可能紙」に変更し、紙袋にまとめて古紙として出す簡便な方法を追加するなど、ごみの減量と資源回収量の増加を図っています。

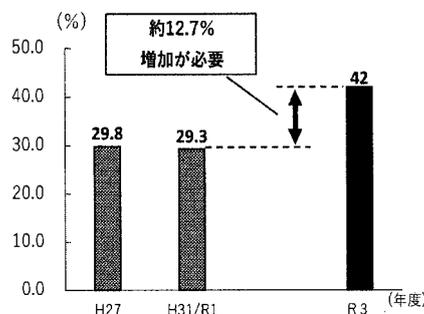


図 2-2 資源回収量の推移と目標達成状況

また、集団回収団体に対する報奨金や補助用具支給等の支援、公共施設での拠点回収やイベント回収等に取り組んでいます。

この結果、資源回収の品目によっては増加しているものがある一方、容器の軽量化等の技術進展やペーパーレス化等のライフスタイルの変化により、回収量が減っている品目もあり、資源化率は現行計画策定時点から横ばいの状況が続いています。

平成 30 年度に実施した「港区ごみ排出実態調査」（以下「排出実態調査」という。）では、可燃ごみ・不燃ごみ中に一定量の資源や資源化可能な品目が含まれていることから、更なる分別の徹底・資源回収品目の拡充により資源回収量を増やし、資源化率を高める余地を残していると考えられます。

### (3) 可燃ごみ量（排出され、焼却されるごみの量）

可燃ごみ中に含まれる割合の高い厨芥(生ごみ)に焦点を当て、家庭に対しては、生ごみの水切り・堆肥化の促進やフードドライブ窓口の設置、事業者に対しては、「港区食べきり協力店登録制度」を実施し、区収集ごみ・持込ごみとも厨芥の発生抑制・資源化の促進を図っています。

しかし、区収集ごみに関しては、排出実態調査において、未使用食品の混入割合が現行計画策定時点よりも悪化していることから、意識改革をより一層促していくとともに、減量効果が高い施策の展開が求められます。

また、持込ごみの減量を狙い、事業者から排出されるミックスペーパーの資源化も促進してきましたが、再利用計画書上の「その他紙類(ミックスペーパー)」の資源化率は平成27年度と比較して減少しており、対策の強化が必要です。

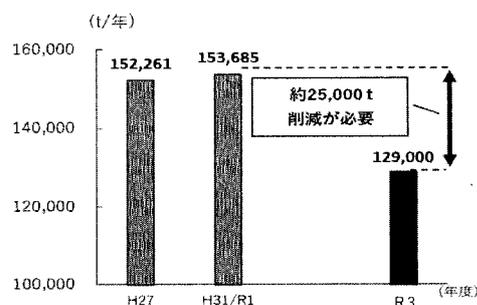


図 2-3 可燃ごみ量の推移と目標達成状況

### (4) 温室効果ガス排出量

温室効果ガス排出量のうち、可燃ごみ焼却に伴う温室効果ガス(メタン(CH<sub>4</sub>)及び一酸化二窒素(N<sub>2</sub>O))排出量は平成27年度から微増の状況です。また、区収集可燃ごみ中プラスチック類は、分別排出の状況が改善せず、プラスチック類の割合が増加したことで、プラスチック焼却に伴う温室効果ガス(二酸化炭素(CO<sub>2</sub>))排出量は増加しています。温室効果ガス排出量の削減に当たっては、区全体のごみ量の大幅削減とともに、プラスチックの適正排出を徹底していく必要があります。

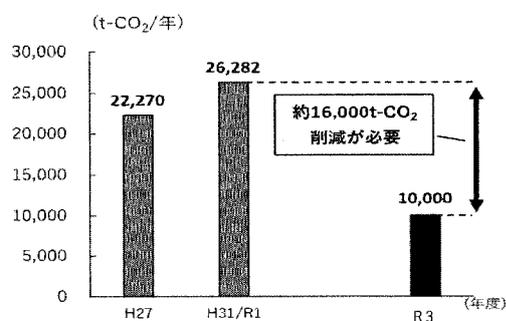


図 2-4 温室効果ガス排出量の推移と目標達成状況

表 2-2 ごみの名称と相互の関係

【本答申で使用する主な用語】

収集方法等	排出者	分別区分または回収している品目	備考
①区収集	区民・少量排出事業者	可燃ごみ（管路ごみを含む）	（※）⑤ピックアップ回収 不燃ごみ及び粗大ごみに含まれる金属類、コード類、 蛍光灯、木製粗大ごみ等を 中継施設で手選別した物
		不燃ごみ（※）	
	区民	粗大ごみ（※）	
	区民・少量排出事業者	資源（古紙・ペットボトル・びん・かん）	
資源プラスチック			
②拠点回収 （区有施設）	区民	小型家電製品・ペットボトルキャップ・古着・廃食用油・蛍光灯・乾電池	
③集団回収	区民 古紙のみ小規模事業者も可	古紙・布類・びん・かんなど集団回収団体が定める品目	
④イベント回収	区民	古着、ふとん等	
⑥持込ごみ	上記以外の事業者 （排出する事業者が自ら運搬または許可を有する事業者に収集・運搬を委託）	産業廃棄物として法律で指定された品目以外の廃棄物	台場地域は管路収集
上記以外の用語	内 容		
(ア)区収集ごみ	①区収集のうち可燃ごみ（管路ごみを含む）＋不燃ごみ＋粗大ごみ なお、「区収集可燃ごみ」のように一部の分別を特定して使用することがあります。		
(イ)区収集資源	①区収集のうち資源（古紙・ペットボトル・びん・かん）＋資源プラスチック		
(ウ)総排出量	①～⑥までの総量		
(エ)資源回収量	(イ)区収集資源＋②拠点回収＋③集団回収＋④イベント回収＋⑤ピックアップ回収		
(オ)資源化率	(エ)資源回収量 ÷ (ウ)総排出量 - ⑥持込ごみ (%)		
(カ)事業系ごみ	産業廃棄物が事業活動のみで発生するのに対し、一般廃棄物には家庭ごみも含まれるため、事業者から排出される一般廃棄物を「事業系ごみ」と記載しています。		
(キ)原単位	発生量を区民一人一日あたりに換算した数値		

なお、厳密には「資源」とは有価物（売却できるもの）のみを指しますが、本答申や区の計画においては、再使用、再生使用を行うことができる廃棄物も「資源」としています。

## 第2節 適正処理・分別状況の実態について

排出実態調査では、区収集可燃ごみには、紙類やプラスチック類などの資源が約 26% 含まれています。区収集可燃ごみの3割以上を占める厨芥類(生ごみ)の組成は、「調理くず、過剰除去等」の割合が最も高く、残りは食品ロスの主要因である「未使用食品」や「残飯、使い残し等」となっています。

区収集不燃ごみについては、約 18%の資源が含まれています。この資源のうち約 6割がプラスチック類です。

区収集資源の約 98%は分別区分に従って適正に排出される一方、資源プラスチックにはリサイクルに適さない汚れたプラスチックや繊維類、生ごみ等が約 48%混入しています。港資源化センターでこれらを選別後に可燃ごみとして清掃工場で焼却しています。

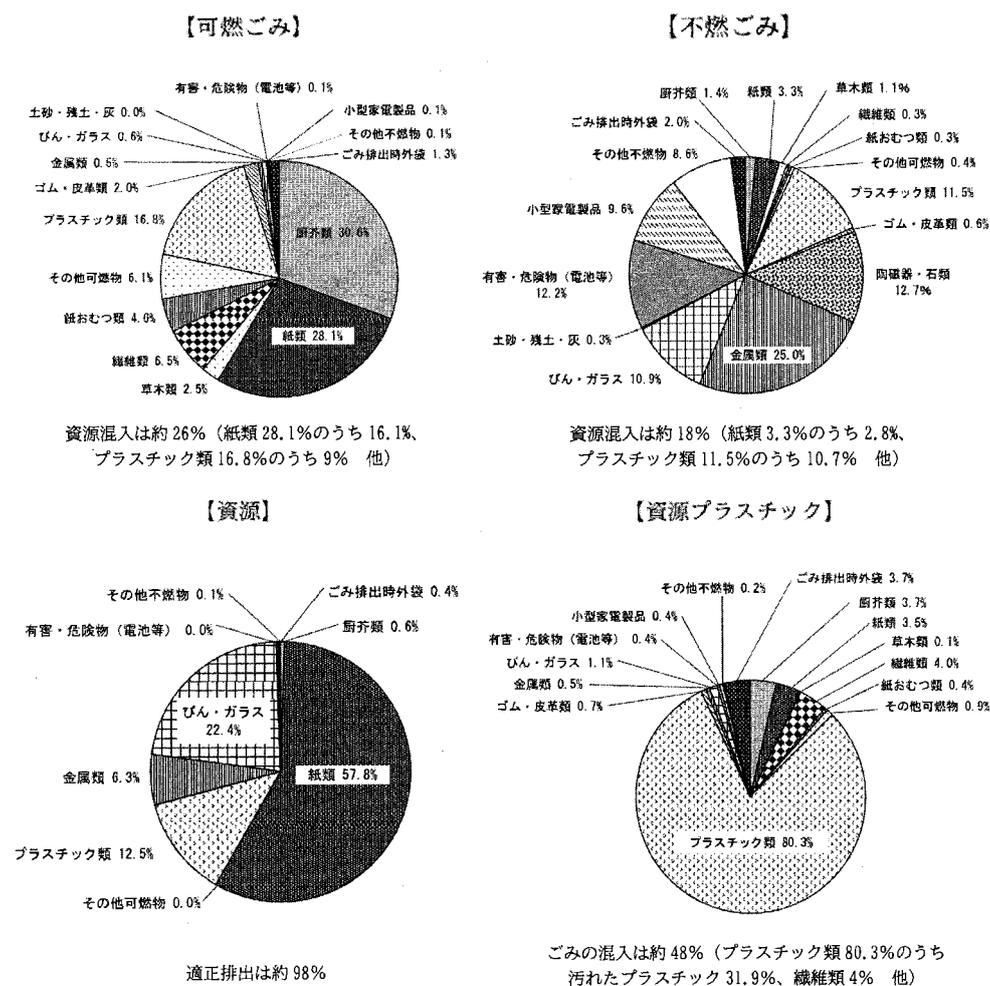


図 2-5 区収集ごみの組成

### 第3節 区民のごみ排出量（区収集ごみ量）

区収集ごみについては、現行計画の基準年度である平成22年度以降、平成28年度までは減少傾向にあったものの直近3か年は微増し、平成31年度・令和元年度は53,848tです。一人一日当たりのごみ排出量(原単位)は減少したものの、人口の増加の影響を受け、区収集ごみ排出量は微増傾向にあります。

区収集ごみの内訳を見ると、可燃ごみは、平成26年度までは減少傾向にあったものの、平成27年度以降は増加傾向に転じ、平成31年度・令和元年度は50,665tで基準年度のごみ量を超過しています。

不燃ごみは、平成28年度までは減少傾向にあり、直近4か年は1,500t程度で横ばいの状況です。

粗大ごみは、平成27年度までは増加傾向にあり、平成28年度から一時的に減少したものの、直近4か年は微増傾向にあり、平成31年度・令和元年度は1,698tで基準年度のごみ量を超過しています。

今後、区においては、人口増加が見込まれるため、人口増加に伴い区収集ごみ量も増加することが想定されます。

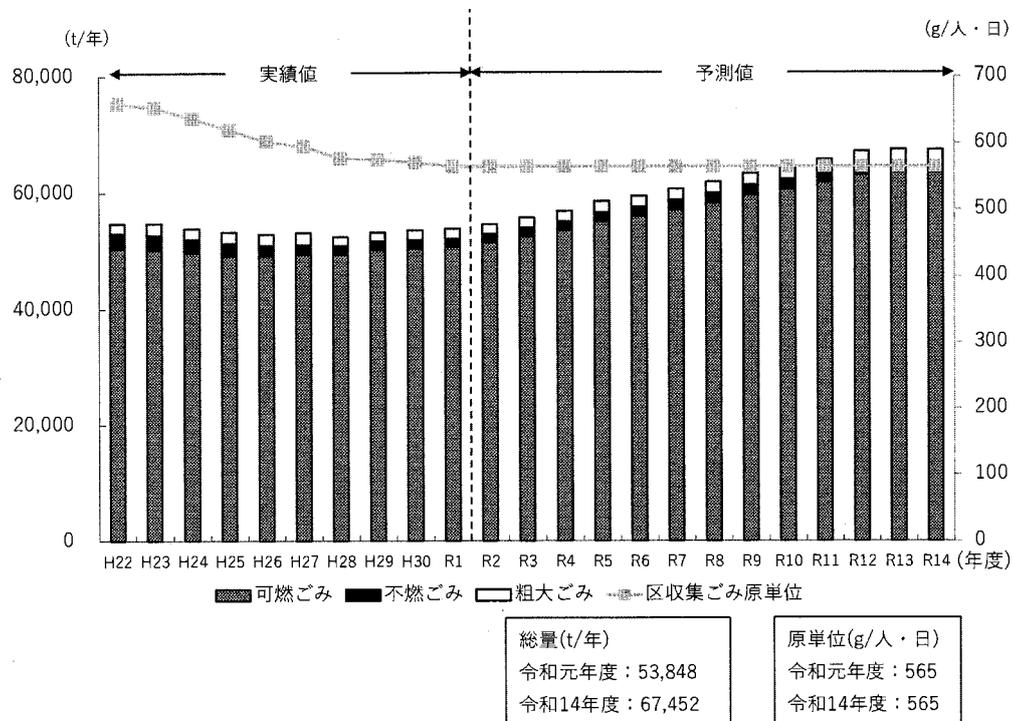


図 2-6 区収集ごみ量の推移

#### 第4節 事業者のごみ排出量（持込ごみ量）

持込ごみは、平成23年度に一時的に減少、平成29年度までは増加、直近2か年は微減と一進一退の状況にあり、平成31年度・令和元年度は103,020tです。持込ごみは、港区の地域特性を反映し、総排出量全体の約6割を占めており、持込ごみの削減は循環型社会の実現に大きく寄与することから、注力すべき課題です。

今後の持込ごみ量については、新型コロナウイルスの影響により事業活動が縮小・停滞し、感染拡大収束後の中長期的な経済の見通しが立たない中、今後の予測は極めて困難であることから、直近の実績で推移することを前提としています。

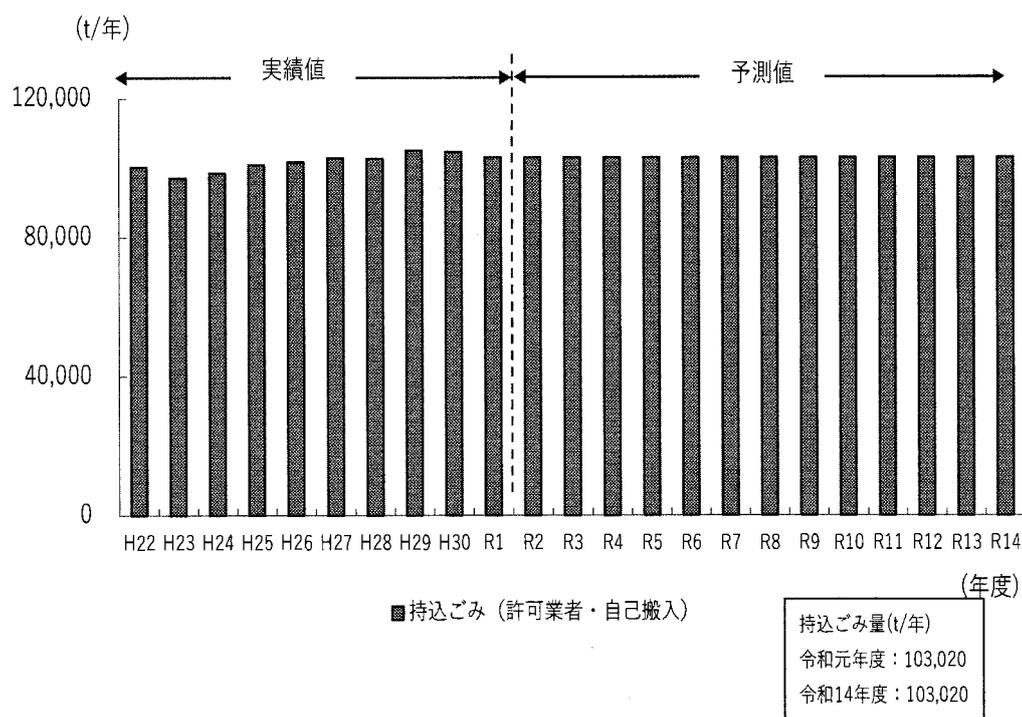


図 2-7 持込ごみ量の推移

### 第5節 資源化の状況（資源回収量・資源化率）

区収集資源（集積所回収）・拠点回収・集団回収・イベント回収等による資源の回収量は、平成31年度・令和元年度時点において22,353tです。

回収方法別に見ると、集積所回収量は平成22年度以降は微減傾向、拠点回収量はペットボトルの拠点回収を終了した平成27年度以降100t未満で推移、イベント回収量は各年度数t程度で推移、集団回収量は平成25年度をピークに減少傾向に転じており直近2か年の回収量は6,000t未満です。

資源化率については、資源回収量の増減と同様の傾向を示しており、平成28年度に30%を超えたものの近年は29%台で推移しています。

今後、一部の品目（古紙）の一人一日当たりの排出量は減少することが見込まれるものの、人口増加に伴い資源回収量は増加することが想定されます。一方で、区収集ごみ量も人口増加に伴い増加するため、資源化率は微減することが想定されます。

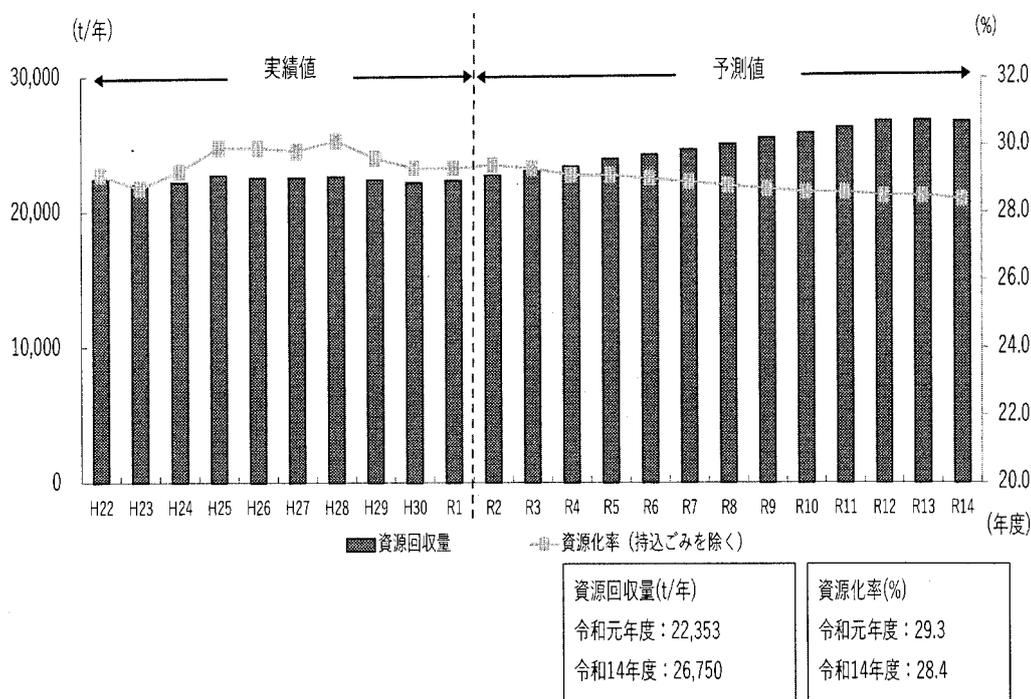


図 2-8 資源回収量・資源化率の推移

## 第3章 次期計画の基本的方向性

### 第1節 基本理念について

大量生産・大量消費型の経済社会活動は、大量廃棄型の社会を形成し、環境保全と健全な物質循環を阻害する側面を有しています。温室効果ガスの排出による地球温暖化問題、プラスチックごみによる海洋汚染、天然資源の枯渇の懸念、大規模な資源採取による自然破壊など様々な環境問題にも密接に関係しています。

これからは、経済・社会・環境の3つのバランスが取れた社会を目指すための「持続可能な開発目標(SDGs)」を全ての主体が共通認識として持ち、意識改革・行動変容を着実に実施し、主体的な取組を加速していくことが求められています。

区民・事業者は、自身が“排出者”である自覚を持ち、排出者責任の考え方に基づくごみの排出ルールの順守・適正処理の推進を徹底する必要があります。区は、快適な生活環境の保全と適正なごみの収集・運搬・処理に努めるとともに、区民・事業者の主体的な取組を効果的に支援するなど、それぞれの責任と役割を果たす必要があります。

現行計画に掲げる基本理念は、区民・事業者との協働による循環型社会・低炭素社会の形成を通じて、持続可能な社会を創造するという普遍的なものであり、平成24年3月の現行計画策定以降の状況変化を踏まえてもなお、現在及び未来において有効なものといえます。

私たちの責任ある行動により、環境負荷の少ない持続可能な社会を将来世代に引き継いでいくという意識を区民・事業者と共有しながら、廃棄物・資源循環分野における統合的な取組を切れ目なく力強く推進していくため、次期計画においても、現行計画の基本理念を引き継ぐことが望ましいと考えます。

#### 基本理念

環境に配慮した持続可能な社会を目指して、循環型社会・低炭素社会形成への統合的な取組を、区民・事業者とともに推進します

### 第2節 基本方針について

区の廃棄物処理の現状と課題を踏まえ、基本理念の具現化に向け、区民、事業者、区それぞれの責任と役割に対応した新たな基本方針を以下のとおり提示します。

#### (1) 基本方針1「区民の参画と協働による3Rを推進します」

区は、平成20年度から全国に先駆けて、容器包装のみならずプラスチック製品を含めたすべてのプラスチックを資源として回収しているほか、不燃ごみ・粗大ごみからの資源ピックアップ回収や古紙回収の方法の改善などにも取り組んできました。

また、食品ロスの削減に向けても、普及啓発に加え、フードドライブによる未利用食品の回収などにも注力してきました。

こうした取組の成果として、一人一日当たりのごみ排出量は減少傾向にありますが、人口の増加もあって総量は減少せず、新型コロナウイルス感染症の影響で家庭から排出

されるごみ量の増加に拍車がかかっています。

排出の状況についても、ごみの中に一定量の資源が混入している等、改善が見られていないことから、引き続きごみ減量と資源循環のための取組が求められている状況です。

区民が「新しい生活様式」のもとで、ごみを出さない生活スタイル(リデュース・リユース)を意識し、発生したごみはルールに基づき適正に排出し、リサイクルにつなげていける状況の創出が求められています。このことから、基本方針として「区民の参画と協働による3Rを推進します」を掲げます。

## (2) 基本方針2「事業者の社会的責任に基づく廃棄物の発生抑制と資源循環を促進します」

区は、事業系ごみの削減に向け、大規模事業者に廃棄物管理責任者の設置や再利用計画書の提出を義務付け、立入調査や指導を行ってきたほか、小売店を対象とした「エコショップ認定制度」、飲食店等を対象とした「食べきり協力店登録制度」などの取組を進めてきました。

一方で、区の総排出量の約57%を占める持込ごみ量は減少しておらず、区が収集する少量排出事業者の可燃ごみには約36%の資源が混入している状況にあります。

基礎調査において、「『自己処理責任』という言葉が知らなかった」と答えた事業者が約62%に上り、事業者の意識の向上や行動の変容が求められます。

事業者は、廃棄物処理法に定める基本原則である排出者責任に基づき事業活動により生じたごみの適正処理を徹底するとともに、消費者にとって分別やリサイクルが容易な製品の開発など、社会的責任に基づき主体的にごみの減量・資源化に取り組める状況の創出が求められています。このことから、基本方針として「事業者の社会的責任に基づく廃棄物の発生抑制と資源循環を促進します」を掲げます。

## (3) 基本方針3「安全・安心な区民生活を支え続ける適正で効率的な廃棄物処理を実践します」

区は、ごみや資源を安定的に収集・処理するため、収集業務の民間委託や収集ルートの見直しなどにより効率性を高めながら、繁華街における早朝収集や高齢者・障害者世帯等を対象にした戸別訪問収集など、清掃事業のサービス向上に取り組んできました。

また、最終処分場の延命化に向けた埋立処分量の削減や、清掃工場の安定稼働に向けた東京二十三区清掃一部事務組合との連携による不適正搬入の防止にも努めています。

一方で、一部の集積所ではごみ出しマナーが悪く、継続的な指導が必要な状況にあることに加え、コミュニティの希薄化や住民の高齢化により集積所の維持が困難な状況も生じています。

また、頻発化する自然災害や感染症の拡大に備え、災害時において、被災者の生活再建が速やかに進むよう、万全な災害廃棄物対策を講じる必要があります。特に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大などの非常時において、清掃事業を継続するための体制整備と従事する職員の安全対策の強化が求められます。

区は、いかなる状況においても、区民生活を支える廃棄物処理を実践し、清潔で快適

な生活環境を保全していく必要があります。このことから、基本方針として「安全・安心な区民生活を支え続ける適正で効率的な廃棄物処理を実践します」を掲げます。

### 第3節 重点施策について

ここでは、諮問に基づく7つの項目と、当審議会での議論を踏まえて追加した1項目を合わせた8つの項目を重点施策と位置付け、次期計画で重点的に推進・展開すべき取組の方向性について整理します。

#### (1) 事業系ごみの発生抑制

これまで、一定規模以上の大規模事業者に対して廃棄物管理責任者の設置や再利用計画書の提出の義務化、中小商店や飲食店等に対して「みなとエコショップ認定制度」や「港区食べきり協力店制度」の導入等により、事業系ごみの減量・資源化を促進してきました。

しかし、区の総排出量の約6割を占める事業系ごみの削減は進んでおらず、特に持込ごみはすべてが焼却処理されていることから、循環型社会・低炭素社会の形成・実現のためには、自己処理責任に基づく事業者によるごみの発生抑制・適正処理の促進に向けて、より踏み込んだ対策を講じる必要があります。

また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催、新駅開業・既往駅再編等の都市開発、新型コロナウイルス感染症を踏まえた「新しい生活様式」の定着などによる事業活動の変容に伴うごみの排出状況の変化を想定した取組も求められます。

ここでは、事業系ごみの発生抑制に向けた施策の方向性について整理します。

- 一定規模以上の大規模事業者に対して、再利用率の数値目標を設定し、より強い取組を求めていく仕組みや、開発に際して廃棄物の発生抑制と適正処理のスキームについての事前協議を義務付けるなどの仕組みについて検討が必要です。
- 大規模建築物の再利用率の向上を進めるため、入居テナントの協力を得るための方策や、専門アドバイザーの派遣による継続的な改善指導等について検討が必要です。
- 事業活動により発生するプラスチックについて、清掃工場への持込みを減らすため、収集運搬許可業者を通じて適正排出を促す仕組みや、産業廃棄物を所管する東京都や清掃工場を管理する東京二十三区清掃一部事務組合と連携した不適正排出・搬入の防止対策の検討が必要です。
- 区が収集を行っている少量排出事業者の民間収集への移行を促進するため、排出量が少ない中小商店等に対しては、複数店舗の集団化による共同委託を促すことが考えられます。例外的に区が収集する場合においても、有料ごみ処理券を購入できる事業者を登録制にするなど、透明性と公平性を確保することが必要です。

#### (2) プラスチックの使用抑制と資源循環

プラスチックは、その利便性・有用性から広く社会に普及し、様々な場面で使用され

てきましたが、環境中への放出による海洋プラスチック問題や焼却等に伴う温室効果ガスの発生が課題となっており、中国等の禁輸措置により、資源としての行き場を失っている状況が生じています。

これまで区は、環境省のキャンペーン「プラスチックスマート」に参画し、紙ストローやマイバッグの配布など、海洋プラスチック問題に関する啓発を推進してきたほか、区の事務事業及び施設管理からプラスチックを排除する「港区役所『使い捨てプラスチック』削減方針」を定めるなどの取組を進めてきました。

今後は、事業活動・消費行動における使い捨てプラスチック(ワンウェイプラスチック)の使用抑制を基本に、徹底した分別と適正処理を実施するとともに、中国をはじめとしたアジア諸国の輸入規制や「バーゼル条約」附属書改定に伴う輸出管理の強化を受けて、国内での資源循環を図っていくことが求められます。

ここでは、プラスチックの使用抑制と資源循環に向けた施策の方向性について整理します。

- 区民・事業者の海洋プラスチック問題に対する意識を醸成するため、継続的な普及啓発と情報発信が必要です。その一環として、産業振興の視点も取り入れて、プラスチック問題に取り組む事業者との連携や代替素材等の新技術の開発支援など幅広い検討が必要です。
- 日常的にマイバッグ、マイボトルなどワンウェイプラスチックの代替となる製品を利用するライフスタイルへの転換を促すとともに、特にレジ袋については、令和2年7月から開始された有料化の効果を踏まえ、区独自の下限価格を設定するなど、ワンウェイプラスチックの一層の削減に向けた取組を検討する必要があります。
- 区民に対し、回収後の資源化の流れを分かりやすく伝え、プラスチックは資源であることを強く訴えるとともに、分別の分かりやすさにも留意した排出方法の工夫等について検討が必要です。
- 拡大生産者責任の観点から、業界団体に対しては、ごみを発生させないようプラスチックの使用抑制、環境負荷の少ない素材への切替、分別・資源化しやすい製品開発やパッケージの工夫等を働きかける必要があります。国に対しては、諸外国で効果が確認されているデポジット制の採用等を要請するとともに、自治体の負担軽減と事業者責任の強化・明確化の観点から、容器包装リサイクル制度の見直しを継続的に働きかけていくことが必要です。

### (3) 食品ロスの削減

国内の食品ロス量は約612万t(平成29年度)と推計されており、区としても「食品ロスの削減の推進に関する法律」(以下「食品ロス法」という。)に基づき、食品ロスの削減に向けた区民・事業者の取組が必要です。

区では、食べきり協力店制度、フードドライブ等、食品ロスの削減に関しての取組を積極的に進めています。フードドライブについては、総合支所での窓口増設以降、取組

が浸透し、多くの未利用食品が届けられ、生活・就労支援センターや子ども食堂、フードバンクに提供されています。

次期計画においては、当該施策における各種取組を食品ロス法に基づく「食品ロス削減推進基本計画」として位置付け、食品ロスに関する区民・事業者向けの啓発など、これまでの取組の改善・強化とともに、食品ロス削減に係る具体的な対策を体系的に展開していくことが求められています。

ここでは、食品ロスの削減に向けた施策の方向性について整理します。

- 家庭で廃棄される未使用食品の回収を拡大するため、フードドライブの常設窓口の増設や回収した食品を区内で消費する仕組みを検討する必要があります。
- 事業者の食品廃棄物の削減に向けて、ホテル、学生食堂・社員食堂などの対象に応じた実践的・効果的な指導に加え、分かりやすいハンドブックの作成、専門的知見を有するアドバイザーの派遣、フードシェアリングアプリなど新しいサービスとの連携による事業所から廃棄される食品の有効活用等を検討していく必要があります。

#### (4) 資源回収の拡大

区では 15 品目を資源として回収していますが、ペーパーレス化や新聞のWeb購読などのライフスタイル・ビジネススタイルの変化に伴い、回収資源の半分を占めている古紙の回収量は今後増加が見込めないことから、資源化率の向上に向けては、資源回収品目の拡充や回収機会の拡大が求められます。

また、区民のごみ・リサイクルに係る意識が向上し、資源回収品目の拡充を求める意見が見られます。これらを踏まえ、効率的な回収システム・リサイクル方法について検討した上で、コスト面での精査も行い、実現可能性を考慮した施策の展開が必要です。

一方、可燃ごみ・不燃ごみ中には一定量の資源が混入している実態があることから、分別徹底のための普及啓発・広報・情報発信について、継続的に実施していくことが求められています。

ここでは、資源回収の拡大に向けた施策の方向性について整理します。

- リユースの拡大により可燃ごみの減少につながる古着について、基礎調査の結果において最も資源回収を望む品目に挙げられており、将来的な集積所での回収も見据えつつ、当面の対策として現在 9 か所の拠点回収の場所の拡大について検討が必要です。
- 不燃ごみとして収集・埋立処分している陶磁器については、家庭で使用し続けること、フリーマーケットやバザー、スマートフォンアプリやインターネット等を活用したりリユースを優先的に推奨しつつ、リサイクルの方策について積極的に検討する必要があります。
- 可燃ごみ中の大きな割合を占める厨芥ごみや使用済み紙おむつについて、国・他団体の動向、企業によるリサイクル技術の動向を注視しつつ、将来的なりサイクルの可能性を追求する必要があります。新しい資源回収品目の導入に当たっては、特定のマン

ションでの回収をモデル的に実施するなど、自治会や管理組合等の参画と協働を促し、ともに効果や課題を検証し、共有することが有効と考えられます。

- 港資源化センター内で開催している家具のリサイクル展は、区民が利用しやすい環境を整えるため、現在休館日となっている日曜日の開館を検討し、将来的には、より立地の良い場所での実施も視野に入れる必要があります。あわせて、粗大ごみとして廃棄されている家具をリユース家具として活用する仕組みを検討する必要があります。

#### (5) 持続可能な集団回収制度の構築

集団回収は、区民協働によるリサイクルシステムとして定着し、古紙回収量の4割を担っています。しかし、中国をはじめとした海外諸国への古紙の輸出規制を受けて、国内で古紙が滞留し、買取価格の引き下げや古紙回収業者の撤退等が生じています。これにより、報奨金や売却収入を自治活動費に充てていた集団回収団体の財源の減少や、行政回収への切替による区負担の増加などの影響が現れています。

集団回収は、区民が資源を適切に分別し資源化することの効果を実感できる仕組みであり、希薄化が指摘される地域コミュニティを維持する機能も有していることから、長年築き上げてきた回収システムを維持することが望まれます。

ここでは、持続可能な集団回収制度の構築に向けた施策の方向性について整理します。

- 集団回収を通じた地域コミュニティ活動の支援、資源回収量の拡大に向けて、住民参加による資源回収が行われて高い資源化率に繋げている先進自治体の取組を参考に、報奨金の引上げを検討する必要があります。その際に、可燃ごみとして多くが焼却処分されている古紙・古着のリユース、リサイクルにつなげたい品目に力点を置くことが考えられます。
- 制度面においては、古紙価格の変動に対応した回収業者に対する助成や、集団回収団体が優良な回収業者を選択できる仕組みについても検討していくことが必要です。

#### (6) 安全・安心・便利な清掃事業の運営と収集サービスの改善

清掃事業は、平成12年に東京都から特別区に移管されてから20年が経過し、東京都清掃局時代の取組を継承しながら、各区が創意工夫でサービス向上に努めてきました。全国的な少子高齢化の傾向とは異なる港区の人口動向や区民ニーズ、都心区としての地域特性、新型コロナウイルス感染症に対応した「新しい生活様式」の定着などを踏まえ、今後も区民が快適な生活を送れるよう、清掃事業のサービス向上を図っていく必要があります。

ここでは、安全・安心・便利な清掃事業の運営と収集サービスの改善に向けた施策の方向性について整理します。

- 地域コミュニティの希薄化等を背景に、共同の集積所を維持することの困難さが指摘されていることから、集積所を利用している家庭や事業者を建物ごとの収集に切り替

えていくことについて、他自治体の取組も参考に、メリット、デメリットを整理しながら検討する必要があります。

- 戸別訪問収集や粗大ごみの運び出しサービスの対象を、現在の高齢者・障害者に加えて、ごみの排出が困難な妊婦や子育て中のひとり親家庭などに拡大していくことを検討する必要があります。
- 気温上昇が激しい夏場の収集は、港区を訪れる観光客に与えるイメージにも考慮し、腐敗・悪臭防止の観点から収集時間を通常より早めることを検討する必要があります。
- 清掃事業全般において、ICT（情報通信技術）を活用し、AI（人工知能）によるごみの分別案内、無料通話アプリによる申込み、ごみ処理券の購入手続きのキャッシュレス化など、区民の利便性を向上させる手法を検討する必要があります。

#### (7) 災害等への対応力の向上

清掃事業は、区民生活を支えるライフラインであり、安全で快適な区民生活に必要な不可欠な事業です。新型コロナウイルス感染症が拡大する最中、日々廃棄物処理に従事する清掃事業者に対して、多くの感謝と激励のメッセージが寄せられました。

また、令和元年に各地で甚大な被害をもたらした台風15号・19号の際には、公共交通機関の運休が相次ぐ中でも清掃事業は継続し、被災地への職員派遣も実施しました。

首都直下地震や頻発化する風水害、感染症の拡大等の非常時において、区内の公衆衛生を確保し、生活環境を保全するため、平時から清掃事業を継続するための対策を講じておくことが必要です。

特に、東京湾北部地震等に備え、被災後に正常な区民生活を一日も早く取り戻せるよう、がれきやし尿など災害廃棄物を迅速に処理するための万全な体制を整える必要があります。

ここでは、災害対応力の向上に向けた施策の方向性について整理します。

- 港区地域防災計画では、23区と東京二十三区清掃一部事務組合が災害廃棄物の共同処理を行うために策定した「特別区災害廃棄物処理対策ガイドライン」を踏まえ、ごみ処理、し尿処理、がれき処理等について必要な事項を定めています。災害発生時の機動力をより一層高めるため、災害廃棄物の分別方法や集積場所の選定など実践的な内容を盛り込んだ「災害廃棄物処理計画」を早期に策定することが必要です。
- 台風の荒天時や感染症の拡大時において、作業員の安全を確保し、清掃事業を継続していくための方策について、日頃からの検討が必要です。BCP（事業継続計画）の視点を取り入れた収集体制の構築はもとより、作業員の感染症・熱中症予防に資する高い安全性、機能性を備えた作業着や保護具の導入などについて検討が必要です。

#### (8) 効果的な普及啓発と環境学習の充実

持続可能な循環型社会の実現に向けて、計画に掲げた目標を区民・事業者と共有し、

ともに行動するためには、分かりやすい情報発信が不可欠です。周知・広報に当たっては、ごみの減量や分別が、日常生活や事業活動にどのような効果をもたらすのかを分かりやすく伝えるとともに、区民・事業者が情報を得やすく、双方向のやりとりが可能な手法を選択するなどの工夫も必要となります。

ここでは、効果的な普及啓発と環境学習の充実に向けた施策の方向性について整理します。

- ごみの減量・資源化の取組に対する関心を高めるため、品目ごとの回収・処理フローの可視化や、週単位の排出量を目標値と並べてホームページやSNS等で公開し、状況を共有するなどの工夫が必要です。こうした情報発信の基礎となるデータを収集し、課題を迅速に把握するため、「ごみの排出実態調査」を毎年度実施していくことを検討する必要があります。
- 可燃ごみへの資源の混入を減少させる方策として、例えば、可燃ごみ(燃やすごみ)の名称を、収集後の処理方法を示す現在の名称から、排出時の分別を促す名称や地球環境への影響を意識させる名称に変更するなど、行動経済学や心理学など様々な分野の考え方を積極的に取り入れていくことも重要です。こうした取組により得られた財政効果(資源売却収入等)を、普及啓発や環境学習の充実のために活用していくことについて検討することが必要です。
- リサイクル事業を支える港資源化センターを設備更新や長寿命化などにより安定的に運営するとともに、その業務の重要性を広く伝えるため、小中学校の環境学習や海外からの視察受入等の国際協力に活用できるPR手法を検討する必要があります。
- 施設やイベント会場等での分別表示について、港区らしい洗練されたデザインや絵を用いた図表を使用して、外国人、子ども、来街者など誰にでも分かりやすい表示とするなど、工夫が必要です。

#### 第4節 数値目標項目の設定について

次期計画に掲げる数値目標に係る項目は、取組の進捗を管理し、その達成状況を区民・事業者と共有し、必要に応じて取組の強化が図れるよう、以下の12項目とすることが適切です。

また、区全体の排出量だけでなく、項目ごとに原単位(一人一日当たりの量)を把握することにより、個人がどの程度ごみを排出しているか、環境負荷に影響を与えているかということが身近に感じられ、区民一人ひとりのごみ減量への意識の醸成を図ることが期待できます。「(1)総排出量」、「(2)区収集可燃ごみ量」、「(4)食品ロス発生量」、「(5)プラスチック発生量」、「(7)資源回収量」は、原単位についても管理していくことを提言します。

ここでは、「各項目間の関連」と「各数値目標項目設定の狙い」を整理します。

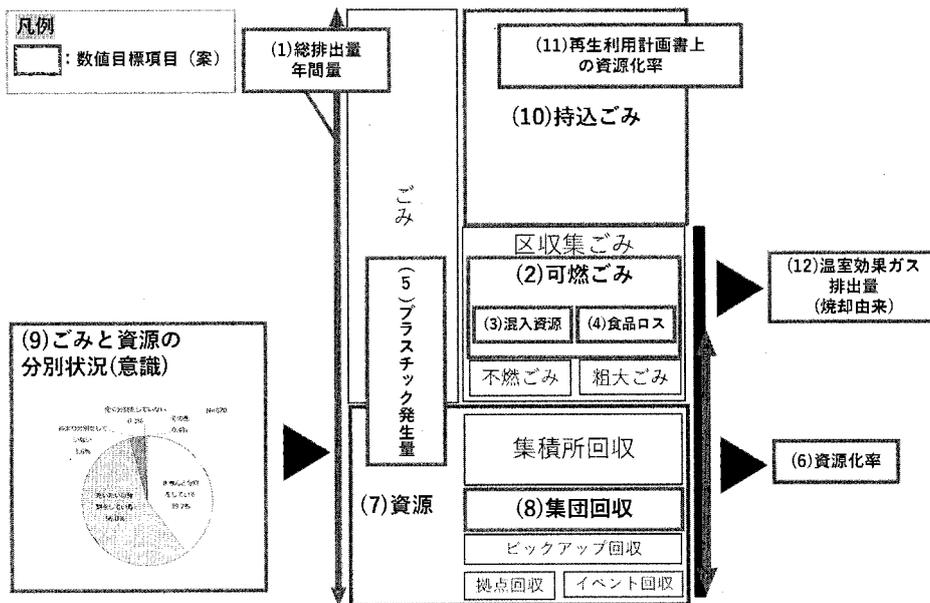


図 3-1 数値目標項目間の関連 (イメージ)

### (1) 総排出量（年間量）

ごみ・資源の総排出量は、区収集ごみ量と持込ごみ量と資源回収量の合計で、一般廃棄物処理基本計画の根幹をなす指標です。区民・事業者も含めた区全体でのごみの減量・資源化に係る取組について進捗を確認し、その成果を総合的に管理していくため、数値目標項目として設定する必要があります。

### (2) 区収集可燃ごみ量

区収集可燃ごみ量は、区収集ごみの大半を占めるため、区民におけるごみの減量・資源化に係る取組の成果を示す指標です。その達成状況や進捗を把握し、周知・広報することは、区民の主体的な3R行動を促すきっかけとなり、収集体制の改善にも活用できることから、数値目標項目として設定する必要があります。

### (3) 可燃ごみへの資源混入割合

可燃ごみへの資源混入割合は、区収集可燃ごみに含まれる資源の割合で、区民の分別状況を客観的・定量的に示す指標です。また、区民の3R行動の成果の1つの指標として、分別状況の改善、資源回収量の拡大、効果的な啓発方法等の見直しに活用できることから、数値目標項目として設定する必要があります。

### (4) 食品ロス発生量

食品ロス発生量は、区収集可燃ごみのうち「未利用食品」と「残飯・使い残し」の合計で、家庭における食品ロス削減の取組の成果を示す指標です。SDGsや食品ロス法等においても、食品ロスの削減が社会的に求められており、その達成状況や進捗について周知・広報することは、食品ロス問題への意識醸成・行動変容のきっかけにもなることから、数値目標項目として設定する必要があります。

### (5) プラスチック発生量

プラスチック発生量は、「可燃ごみと不燃ごみに混入するプラスチック」と「資源として回収したプラスチック」の合計で、区全体でのプラスチック発生抑制に係る取組の成果を示す指標です。プラスチックの焼却はごみ処理における温室効果ガス排出量の主要因でもあり、発生量(廃棄量)を抑えることは地球環境保全の観点からも重要であるため、数値目標項目として設定する必要があります。

### (6) 資源化率

資源化率は、資源回収量を区収集ごみ量と資源回収量の合計で除して得られる割合で、家庭でのごみの減量・資源化に係る取組の成果を示す指標であり、一般廃棄物処理基本計画の根幹をなす指標です。循環型社会・低炭素社会の実現に向けて、リデュース・リユースの取組を徹底することに加え、排出されたごみをリサイクルにつなげる取組を推進していくことが重要であり、区民の主体的な3R行動を促すきっかけを与えることから、数値目標項目として設定する必要があります。

### (7) 資源回収量

資源回収量は、集積所回収、拠点回収、イベント回収、ピックアップ回収及び集団回収による資源の合計量で、資源循環の推進に係る取組の成果を示す指標で、総排出量・

資源化率と同様に、一般廃棄物処理基本計画の根幹をなす指標です。資源化率と併せて、資源回収の“絶対量”についても数値目標項目として設定する必要があります。

#### (8) 集団回収による資源回収量

集団回収による資源回収量は、区民の参画・協働による資源化の取組の成果を示す指標です。資源回収量の約25%を占めており、区民協働によるリサイクルシステムの状況を把握し、報奨金を通じた資源回収促進の効果を測定するためにも、数値目標項目として設定する必要があります。

#### (9) ごみと資源の分別状況

ごみと資源の分別状況は、「区民意識調査」において“きちんと分別をしている”と回答した人の割合で、区民の分別状況を定量的に示す指標です。区民の分別意識を把握するための目安であり、可燃ごみへの資源混入割合と同様に、分別状況の改善、資源回収量の拡大、効果的な啓発方法等の見直しに活用できることから、数値目標項目として設定する必要があります。

#### (10) 持込ごみ量

持込ごみ量は、清掃工場に搬入された事業系のごみ量で、事業者におけるごみの減量・資源化に係る取組の成果を示す指標です。一般廃棄物処理基本計画の目標は、区民・事業者・区の3者の協働により達成するものであり、持込ごみ量の目標達成の状況や進捗について明確化することは、事業者の適正処理を推進するためのきっかけとなることに加え、事業系ごみに係る取組の検証にも活用できることから、数値目標項目として設定する必要があります。

#### (11) 再利用計画書上の資源化率

再利用計画書上の資源化率は、事業用途の延床面積が1,000㎡以上の事業者において提出が義務付けられている「再利用計画書」での資源化率で、大規模事業者のごみの減量・資源化に係る取組の成果を示す指標です。事業系ごみ中の大半を占める「その他紙類(ミックスペーパー)」と「厨芥(生ごみ類)」を中心に、資源化を促進することで事業系ごみ量を削減することが可能であり、事業者の主体的な取組や区施策の効果を把握・管理するためにも、数値目標項目として設定する必要があります。

#### (12) 温室効果ガスの排出量

温室効果ガス排出量は、可燃ごみ焼却に伴うメタン(CH<sub>4</sub>)・一酸化二窒素(N<sub>2</sub>O)の排出量を二酸化炭素相当量に換算した数値と、プラスチック焼却に伴う二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)の排出量を合計した値で、区の廃棄物事業における低炭素社会の実現に向けた取組の成果を示す指標です。ごみの減量・資源化事業による地球温暖化への影響を把握・管理するため、数値目標項目として設定する必要があります。

## 第5節 計画策定に当たっての留意事項

次期計画の策定に当たっては、以下の点に留意する必要があります。

- 基本理念に基づく循環型社会・低炭素社会を実現するため、数値目標は、12年先のありべき姿を見据えた意欲的な目標を設定すべきです。
- 数値目標の達成状況や進捗状況については、これまでと同様に、PDCAサイクルにより、当審議会において毎年の進捗確認と評価を行い、その内容に基づき施策の点検・見直し等を図っていくことが必要です。また、数値目標の達成状況等について、適切に情報発信を行い、区民・事業者と共有する必要があります。
- 本答申では、8つの重点施策を掲げ、新たな取組を中心に方向性を示しましたが、目標の達成に向けて、必要な既存の取組について、効率性や効果性の観点から適宜見直しを加え、着実に実行していく必要があります。
- プラスチック回収・資源化の強化や資源回収品目の拡大、収集サービスの改善など、廃棄物・資源循環分野の取組は、環境負荷の低減効果だけでなく、効率性や持続可能性など多角的な視点にたって検討を進める必要があります。
- 一般廃棄物処理基本計画を構成する「生活排水処理基本計画」については、100%の下水道普及率のもと、区内から発生するし尿及び生活雑排水は公共下水道によって適切に処理する前提に立った上で、事業活動に伴って排出されるし尿や汚泥、ビルピットについては、事業者の自己処理責任を引き続き徹底していく必要があります。
- 目標を共有した区民・事業者・区の3者が協働・連携し、主体的かつ能動的にごみの減量・資源化のための取組を行うことができるよう、次期計画の策定に当たっては“分かりやすさ”や“親しみやすさ”を意識して、表現方法・デザイン・レイアウト等を工夫する必要があります。

## ① 港区環境審議会委員構成

【第11期】※答申時の委員

(平成30(2018)年9月1日～令和2(2020)年8月31日)

(敬称略)

	氏名	役職名等	
会長	守田 優	芝浦工業大学副学長 教授	学 識 経 験 者
副会長	田中 充	法政大学社会学部教授	
委員	山崎 誠子	日本大学短期大学部准教授	
委員	大沼 あゆみ	慶應義塾大学経済学部教授	
委員	長屋 和子	区民	区 民 及 び 事 業 者
委員	芳賀 勲	区民	
委員	山田 淳平	区民	
委員	藏本 暁	一般社団法人東京都港区医師会理事	
委員	坂本 力	港区商店街連合会副会長	
委員	北村 和子	港区消費者団体連絡会代表	
委員	坂田 生子	東京商工会議所港支部役員	区 議 会 議 員
委員	二島 豊司	港区議会議長	
委員	清家 あい	区民文教常任委員会委員長	
委員	風見 利男	交通・環境等対策特別委員会委員長	

【第12期】（令和2（2020）年9月1日～令和4（2022）年8月31日）

（敬称略）

	氏名	役職名等	
会長	守田 優	芝浦工業大学副学長 教授	学 識 経 験 者
副会長	田中 充	法政大学社会学部教授	
委員	山崎 誠子	日本大学短期大学部准教授	
委員	大沼 あゆみ	慶應義塾大学経済学部教授	
委員	佐藤 久恵	区民	区 民 及 び 事 業 者
委員	長屋 和子	区民	
委員	芳賀 勲	区民	
委員	中村 正彦	一般社団法人東京都港区医師会副会長	
委員	坂本 力	港区商店街連合会副会長	
委員	北村 和子	港区消費者団体連絡会代表	
委員	坂田 生子	東京商工会議所港支部役員	
委員	二島 豊司	港区議会議長	区 議 会 議 員
委員	清家 あい	区民文教常任委員会委員長	
委員	風見 利男	交通・環境等対策特別委員会委員長	

② 港区環境審議会専門部会 <環境基本計画清掃・資源循環部会>（敬称略）

【所掌事項】一般廃棄物処理基本計画策定のための基本的方向性に関すること及び循環型社会の分野に係る港区環境基本計画策定のための基本的考え方に関すること。

	氏名	役職名等	
部会長	田中 充	法政大学社会学部教授	学識経験者
委員	大沼 あゆみ	慶應義塾大学経済学部教授	学識経験者
委員	山田 淳平	区民	区民
委員	北村 和子	港区消費者団体連絡会代表	事業者
委員	清家 あい	区民文教常任委員会委員長	区議会議員

## ① 港区環境調整委員会委員構成

	所 属
委員長	環境リサイクル支援部長
副委員長	環境リサイクル支援部環境課長
委員	芝地区総合支所協働推進課長
委員	麻布地区総合支所協働推進課長
委員	赤坂地区総合支所協働推進課長
委員	高輪地区総合支所協働推進課長
委員	芝浦港南地区総合支所協働推進課長
委員	麻布地区総合支所まちづくり課長
委員	産業・地域振興支援部地域振興課長
委員	保健福祉支援部保健福祉課長
委員	みなと保健所生活衛生課長
委員	子ども家庭支援部子ども家庭課長
委員	街づくり支援部都市計画課長
委員	環境リサイクル支援部地球温暖化対策担当課長
委員	環境リサイクル支援部みなとりサイクル清掃事務所長
委員	企画経営部企画課長
委員	防災危機管理室防災課長
委員	総務部総務課長
委員	教育委員会事務局教育推進部教育長室長
委員	教育委員会事務局学校教育部学務課長

## ② 港区環境調整委員会作業部会 &lt;一般廃棄物処理基本計画作業部会&gt;

【所掌事項】 港区環境基本計画における清掃・資源循環分野及び一般廃棄物処理基本計画の施策の総合調整及び推進に関すること。

部会長	部会員
みなとりサイクル清掃事務所長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境課長</li> <li>・ 総合支所協働推進課長代表</li> <li>・ 地球温暖化対策担当課長</li> </ul>

	年月	会議等	審議内容等
令和2年	3月24日	第55回港区環境審議会	区長から港区一般廃棄物処理基本計画（第3次）の策定に関わる基本的な方向性について諮問
	5月20日	第1回港区環境審議会 環境基本計画 清掃・資源循環部会	今後区が重点的に取り組むべき課題と解決に向けた方向性等について検討
	6月16日	第2回港区環境審議会 環境基本計画 清掃・資源循環部会	第1回部会での意見集約結果の報告及び答申（案）の検討
	7月10日	第3回港区環境審議会 環境基本計画 清掃・資源循環部会	答申（案）の検討
	7月29日	港区環境調整委員会 一般廃棄物処理基本計画 作業部会	港区一般廃棄物処理基本計画（第3次）策定方針（案）について庁内検討
	8月6日	第56回港区環境審議会	答申（案）の検討
	8月6日	港区環境調整委員会	港区一般廃棄物処理基本計画（第3次）策定方針（案）について庁内検討
	8月28日	第57回港区環境審議会	答申（案）の検討、決定 答申
	9月14日	港区環境調整委員会	港区一般廃棄物処理基本計画（第3次）（素案）について庁内検討
	10月19日	港区環境調整委員会	港区一般廃棄物処理基本計画（第3次）（素案）について庁内検討
	12月1日 ～令和3年1月5日	区民意見募集	インターネット、郵送、FAX、 持参にて受付
	12月5日 ～12月16日	区民説明会（計7回）	港区環境基本計画（素案）と合同で 実施
	12月7日	第58回港区環境審議会	港区一般廃棄物処理基本計画（第3次）（素案）について報告
令和3年	1月27日	港区環境調整委員会	港区一般廃棄物処理基本計画（第3次）（案）について庁内検討

区の木

区の花



ハナミズキ



アジサイ



バラ



港区のマークは、昭和24年7月30日に制定しました。  
旧芝・麻布・赤坂の3区を一丸とし、その象徴として港区の頭文字である「み」を  
力強く、図案化したものです。

刊行物発行番号 2020205-5651

## 港区一般廃棄物処理基本計画（第3次）

令和3（2021）年3月発行

編集・発行：港区環境リサイクル支援部

みなとりサイクル清掃事務所

港区港南三丁目9番59号

03-3450-8025（代表）

<https://www.city.minato.tokyo.jp>

この冊子は、ご活用後は再生紙としてよみがえります。  
可燃ごみではなく資源（古紙）回収にお出してください。